

令和5年2月 定例記者会見

と き 令和5年2月15日（水）
午前10時30分から
ところ 市役所 201、202、203 会議室

会見次第

- 1 市長あいさつ
- 2 2月定例議会提出案件について
- 3 質疑
- 4 その他

犬 山 市

目 次

| | | | |
|---|-----------------|-------|----|
| 1 | 2月定例議会日程（案） | | 1 |
| 2 | 提出案件一覧 | | 2 |
| 3 | 条例案件等 | | 3 |
| 4 | 令和5年度当初予算 | | 38 |
| | 主な新規主要事業 | | 47 |
| 5 | 令和4年度2月補正予算 | | 72 |
| 6 | 令和5年5月末までの主な行催事 | | 82 |

1 2月定例議会日程（案）

議会期間 25日間 2月21日（火）～3月17日（金）

| 日次 | 月日 | 曜日 | 開議時刻 | 摘 要 |
|--------|-------|----|-------|---|
| 第 1 日 | 2. 21 | 火 | 午前10時 | ○再開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○施政方針演説 ○議案上程説明 |
| 第 2 日 | 22 | 水 | | ○精 読 |
| 第 3 日 | 23 | 木 | | ○休 会 |
| 第 4 日 | 24 | 金 | 午前10時 | ○補正予算案件に対する議案質疑 ・委員会審査・討論・採決 |
| 第 5 日 | 25 | 土 | | ○休 会 |
| 第 6 日 | 26 | 日 | | ○休 会 |
| 第 7 日 | 27 | 月 | | ○精 読 |
| 第 8 日 | 28 | 火 | | ○精 読 |
| 第 9 日 | 3. 1 | 水 | 午前10時 | ○一般質問 |
| 第 10 日 | 2 | 木 | 午前10時 | ○一般質問 |
| 第 11 日 | 3 | 金 | 午前10時 | ○一般質問 |
| 第 12 日 | 4 | 土 | | ○休 会 |
| 第 13 日 | 5 | 日 | | ○休 会 |
| 第 14 日 | 6 | 月 | 午前10時 | ○一般質問 |
| 第 15 日 | 7 | 火 | | ○休 会 |
| 第 16 日 | 8 | 水 | 午前10時 | ○議案質疑 |
| 第 17 日 | 9 | 木 | 午前10時 | ○議案質疑 ○委員会付託 |
| 第 18 日 | 10 | 金 | | ○全員協議会 |
| 第 19 日 | 11 | 土 | | ○休 会 |
| 第 20 日 | 12 | 日 | | ○休 会 |
| 第 21 日 | 13 | 月 | | ○部門委員会 |
| 第 22 日 | 14 | 火 | | ○部門委員会 |
| 第 23 日 | 15 | 水 | | ○部門委員会 |
| 第 24 日 | 16 | 木 | | ○休 会 |
| 第 25 日 | 17 | 金 | 午前10時 | ○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決 |

提出案件数一覧表

| 区 分 | 件 数 |
|---------------|-----|
| 1 条 例 | |
| (1) 制 定 | 3 |
| (2) 廃 止 | 1 |
| (3) 一部改正 | 2 3 |
| 2 単 行 | 5 |
| 3 予 算 | |
| (1) 令和5年度当初予算 | |
| ア 一般会計 | 1 |
| イ 特別会計 | 5 |
| ウ 企業会計 | 2 |
| (2) 令和4年度補正予算 | |
| ア 一般会計 | 1 |
| イ 特別会計 | 3 |
| ウ 企業会計 | 1 |
| 計 | 4 5 |

令和5年2月定例議会提出議案一覧表

令和5年2月21日

- | | |
|--------|---|
| 第1号議案 | 犬山市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について |
| 第2号議案 | 犬山市個人情報保護審査会条例の制定について |
| 第3号議案 | 犬山市消防庁舎建設基金の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 第4号議案 | 犬山市総合計画審議会設置条例の一部改正について |
| 第5号議案 | 犬山市附属機関設置条例の一部改正について |
| 第6号議案 | 犬山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 第7号議案 | 犬山市税条例の一部改正について |
| 第8号議案 | 犬山市手数料条例の一部改正について |
| 第9号議案 | 犬山市子ども・子育て会議条例等の一部改正について |
| 第10号議案 | 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第11号議案 | 犬山市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 第12号議案 | 犬山市国民健康保険条例の一部改正について |
| 第13号議案 | 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 第14号議案 | 犬山市職員の再任用に関する条例の廃止について |
| 第15号議案 | 犬山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について |
| 第16号議案 | 犬山市職員の定年等に関する条例の一部改正について |

- 第17号議案 犬山市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- 第18号議案 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 第19号議案 犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第20号議案 犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第21号議案 犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第22号議案 犬山市職員の降給に関する条例の一部改正について
- 第23号議案 犬山市職員の退職手当支給条例の一部改正について
- 第24号議案 犬山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第25号議案 犬山市行政財産の目的外使用料条例等の一部改正について
- 第26号議案 犬山市福祉活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第27号議案 楽田ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第28号議案 犬山市基本構想及び基本計画の策定について
- 第29号議案 投石事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 第30号議案 市道路線の廃止について
- 第31号議案 市道路線の認定について
- 第32号議案 令和5年度犬山市一般会計予算
- 第33号議案 令和5年度犬山市国民健康保険特別会計予算
- 第34号議案 令和5年度犬山市犬山城費特別会計予算
- 第35号議案 令和5年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計予算
- 第36号議案 令和5年度犬山市介護保険特別会計予算
- 第37号議案 令和5年度犬山市後期高齢者医療特別会計予算
- 第38号議案 令和5年度犬山市水道事業会計予算

- 第 39 号議案 令和 5 年度犬山市下水道事業会計予算
- 第 40 号議案 令和 4 年度犬山市一般会計補正予算（第 16 号）
- 第 41 号議案 令和 4 年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 42 号議案 令和 4 年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 43 号議案 令和 4 年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 44 号議案 令和 4 年度犬山市水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 第 45 号議案 訴え提起前の和解について

3 条例案件等

◎ 条例

経営部 総務課

《制定》

○ 犬山市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について（第1号議案）

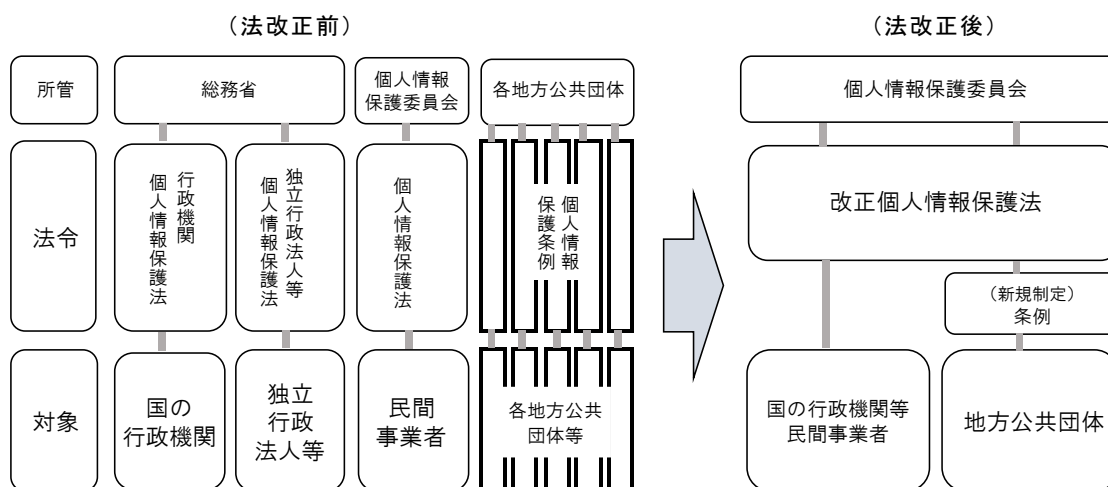
【趣旨】

国の法律（※）改正により、法施行に必要な事項を定める条例を制定するもの。

※ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）

【内容】

現在、個人情報の保護に関して地方公共団体に適用される法律はなく、各地方公共団体において個人情報保護条例を制定して対応してきたが、令和5年4月1日に法が改正され、地方公共団体にも適用されることとなるため、法の施行に必要な内容について規定するため、条例を制定する。



- ・ 現行の「犬山市個人情報保護条例（以下「現条例」という。）」は廃止する。
- ・ 現条例に規定されている個人情報保護審査会については「犬山市個人情報保護審査会条例」（第2号議案）で定める。
- ・ 犬山市個人情報保護条例施行規則第10条に定められていた庁内組織である犬山市個人情報保護運営検討会議は廃止する。

（次ページにつづく）

◎主な内容

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|--|--|-------------|---------|-----|----------------------------|--------------------|-----|------|----------------------|-----|---------------------|-----|-----|
| 定義 | 「実施機関」及び「用語」の定義。 ※現条例では「議会」も実施機関に含んでいたが、改正法は「議会」には適用されない。 | | | | | | | | | | | | | |
| 不開示情報 | 犬山市情報公開条例において不開示とされている情報との整合を図るための規定。 | | | | | | | | | | | | | |
| 開示、訂正、利用停止の期間について | 改正法においては請求から決定までの期間が30日、期間延長が30日とされているが、現条例とおおむね同様の期間となるように、決定までの期間を短縮する。 | | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正法</th> <th>新条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開示、訂正又は利用停止 請求から決定までの期間</td> <td>30日</td> <td>14日</td> </tr> <tr> <td>期間延長</td> <td>30日</td> <td>30日</td> </tr> <tr> <td>合計期間</td> <td>60日</td> <td>44日</td> </tr> </tbody> </table> | | 改正法 | 新条例 | 開示、訂正又は利用停止 請求から決定までの期間 | 30日 | 14日 | 期間延長 | 30日 | 30日 | 合計期間 | 60日 | 44日 |
| | 改正法 | 新条例 | | | | | | | | | | | | |
| 開示、訂正又は利用停止 請求から決定までの期間 | 30日 | 14日 | | | | | | | | | | | | |
| 期間延長 | 30日 | 30日 | | | | | | | | | | | | |
| 合計期間 | 60日 | 44日 | | | | | | | | | | | | |
| 手数料及び費用 | 現条例に引き続き手数料は無料。写し等の作成に要する費用は下記のとおり。 | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用</th> <th>複写機による写しの作成</th> <th>(1枚につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>黒単色 A4 A3 共 10円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>カラー A4 50円 A3 80円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電磁的記録媒体による複製の作成及び開示</td> <td>実費</td> </tr> </tbody> </table> | 費用 | 複写機による写しの作成 | (1枚につき) | | | 黒単色 A4 A3 共 10円 | | | カラー A4 50円 A3 80円 | | 電磁的記録媒体による複製の作成及び開示 | 実費 | |
| 費用 | 複写機による写しの作成 | (1枚につき) | | | | | | | | | | | | |
| | | 黒単色 A4 A3 共 10円 | | | | | | | | | | | | |
| | | カラー A4 50円 A3 80円 | | | | | | | | | | | | |
| | 電磁的記録媒体による複製の作成及び開示 | 実費 | | | | | | | | | | | | |

【影響】

現条例では、開示請求から決定までの期間を「速やかに」としており、期間延長については期間の定めがないが、新条例ではそれぞれ「14日以内」と「30日」と明確化する。

【参考】

○個人情報開示請求実績 令和2年度： 7件、令和3年度： 16件
 〃 審査請求実績 令和2年度： 0件、令和3年度： 0件

【施行日】

令和5年4月1日

《制定》

○ 犬山市個人情報保護審査会条例の制定について（第2号議案）

【趣旨】

国の法律（※）改正に伴い、犬山市個人情報保護審査会の設置等に必要な事項を定める条例を制定するもの。

※ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）

【内容】

令和5年4月1日に改正される法では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見が必要な場合には、条例に基づき審議会に諮問できると規定されている。

本市では、現行の犬山市個人情報保護条例（以下「現条例」）で、審査請求について調査審議するための諮問機関として個人情報保護審査会を規定し、円滑な制度運用を図ってきた。しかし、改正法の施行に伴い現条例を廃止するため、本条例を制定し、従来と同様に個人情報保護審査会の設置等に関し必要事項を規定する。

改正法は「議会」には適用されないが、犬山市議会の個人情報の保護に関する条例（制定予定）に基づき、議会の行う個人情報の開示決定等にかかる審査請求についても調査審議の対象とする。

（主な規定内容）

- 用語の定義
- 所掌事項
- 組織及び委員

【組織】

| 名 称 | 所掌事項 | 委員の定数 | 委員の任期 | 委員の構成 |
|--------------|-------------------------------|-------|-------|--|
| 犬山市個人情報保護審査会 | 個人情報の開示決定等にかかる審査請求について調査審議する。 | 3人 | 2年 | 個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者 （1人は、愛知県弁護士会から推薦） |

【施行日】

令和5年4月1日

《制定》

- 犬山市消防庁舎建設基金の設置及び管理に関する条例の制定について（第3号議案）

【趣旨】

消防庁舎の建設を目的として、犬山市消防庁舎建設基金を設置するため、新たに条例を制定するもの。

【経緯・理由】

現消防庁舎は、建築から48年が経過し、経年劣化による不良箇所も目立ち始め、建替え移転等を検討する時期が来たことから、令和4年12月に消防本部庁舎整備基本構想を策定し、基本的な方向性を示した。

消防庁舎の建設には多額の事業費が必要なため、現段階から建設基金を積み立てる必要がある。

【事業スケジュール】

令和17年度には尾張中北消防指令センターのデジタル無線基地局と指令システムの全部更新が予定されており、これに合わせた消防庁舎整備が有効であることから、令和16年度を庁舎完成の目標年度とする。

【新消防庁舎の概要】

敷地面積 概ね10,000平方メートル以上

延床面積 3,500～4,000平方メートル程度

庁舎棟、付属施設で訓練棟等を設置予定

総事業費 約30億円

【目標金額】

10億円 ※令和5年度当初予算 1億円計上

【施行日】

令和5年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市総合計画審議会設置条例の一部改正について（第4号議案）

【趣旨】

犬山市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の委員に係る失職要件の廃止等に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

- ①「委員が委員の委嘱を受けたときの役職を退いたときは、委員の職を失う。」とする委員の失職要件を廃止する。
- ②審議会において審議する事項について、「総合的計画」から「総合計画、地方創生に関する事項等」へと、その表記を改める。
- ③その他字句修正等所要の改正

【目的・効果】

- ①今年度、委員がこの失職要件に該当し職を失うケースがあったが、この規定を削除することで、委員の役職にかかわらず、一貫した調査及び審議が可能になる。
- ②現在、犬山市総合計画審議会では、「総合計画」に加え「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（いいね！いぬやま総合戦略）」、「地域再生計画（地方創生関係交付金）」等の地方創生に関する調査及び審議を実施していることから、所掌事務の表記を改めることで、その内容が明確になる。

【施行日】

令和5年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市附属機関設置条例の一部改正について（第5号議案）

【趣旨】

市長の附属機関として犬山市下水道事業経営戦略改定審議会を設置するもの。

次の附属機関を設置する。

| 名 称 | 担任する事務 | 委員の定数 | 委員の任期 |
|---------------------------|---|-------|---------------------------|
| 犬山市下水道事業 経営戦略改定審議 会 | 市長の諮問に応じ、犬山 市下水道事業経営戦略の 改定に関する事項につい て審議する。 | 7人以内 | 委嘱の日から諮 問に係る答申の 日まで |

【背景・目的】

令和2年度に策定した経営戦略では、今後の公共下水道計画区域における整備についてのあり方や施設更新を含めた下水道経営への影響を検討することとしており、これらを考慮した改定が必要となるため、専門家及び受益者等からその立場に応じた意見、助言等をいただく附属機関を設置する。

※経営戦略とは・・・公営企業の経営の安定化を図るため、総務省の要請により作成する中長期的な経営の基本計画

【スケジュール】

令和5年度 諮問→ 審議会開催（4～5回を想定） → 答申

令和6年度 犬山市下水道事業経営戦略改定版公表

【予算】

令和5年度当初予算（委員報酬252千円、費用弁償21千円）

【施行日】

令和5年4月1日

《一部改正》

- 犬山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(第6号議案)

【趣旨】

会計年度任用職員の給与を改定するため、条例の一部を改正するもの

【内容】

令和4年10月定例議会において、令和4年度の人事院勧告に基づく、国家公務員一般職の給与改定に準じ、正規職員の給与月額を改定した。

会計年度任用職員についても、国家公務員一般職の給与表の改定にあわせ、職種区分ごとに時給単価で10円から30円の引き上げを行う。(時給単価2,000円以上の職種は据え置き)

【影響額】

| | 人数 | 影響額(令和4年度比) |
|----------------|------|-------------|
| フルタイム会計年度任用職員 | 67名 | 3,344千円増 |
| パートタイム会計年度任用職員 | 519名 | 16,414千円増 |

※人数は令和4年10月分支給対象者、期末手当分を含む
主な職種における影響
フルタイム会計年度任用職員

| | 影響額※1 | 時給単価 |
|-----|-------------------------|---------------|
| 事務職 | 年額 57,989円増(月額 4,027円増) | 1,032円→1,057円 |
| 保育士 | 年額 45,749円増(月額 3,177円増) | 1,135円→1,155円 |

パートタイム会計年度任用職員

| | 影響額※1 | 時給単価 |
|-------|-------------------------|---------------|
| 事務職※2 | 年額 54,432円増(月額 3,780円増) | 1,000円→1,030円 |
| 保育士※3 | 年額 45,360円増(月額 3,150円増) | 1,100円→1,125円 |

※1. 年額には期末手当を含む。

※2. 1日7時間45分 月15日勤務

※3. 1日6時間 月21日勤務

【施行日】

令和5年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市税条例の一部改正について（第7号議案）

【趣旨】

法人市民税の税率に係る特例の適用期間を延長するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

法人市民税は、全ての法人が負担する「均等割」と、国に納付する法人税の税額に応じて負担する「法人税割」で課税を実施している。そのうち「法人税割」の超過税率について、適用期間を5年間延長し、「令和10年3月31日」までの事業年度分に改めるもの。

《法人税割 税率等》

| 資本金等の額 | 税率 |
|-----------------------|--------------|
| 1億円以下で、法人税額が800万円以下 | 標準税率 6.0% |
| 1億円以下で、法人税額が800万円を超える | 超過税率 8.4% |
| 1億円超 | |

標準税率 ……地方公共団体が課税する場合に通常用いる税率

超過税率 ……財政上その他の必要がある場合に用いることができる標準税率を超えた税率

《経緯》

住民サービス向上のため、昭和53年から教育施設及び都市施設等の整備拡充に係る事業の財源に充当する目的で超過税率を導入

《影響額等》

適用期間の延長をしなかった場合、標準税率6.0%に対する上乗せ分2.4%相当額として、年間約1億7,000万円（＝直近5年間の法人市民税決算額より算出した見込額）の減収

《県内各市の状況》

犬山市を含め15市で超過税率を導入済み。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

○ 犬山市手数料条例の一部改正について（第8号議案）

【趣旨】

埋火葬証明書の交付に係る手数料を廃止するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

埋葬証明書又は火葬証明書を交付する際に徴する「埋火葬証明書交付手数料」について、当該証明書を交付できるのは、墓地、納骨堂、火葬場の管理者等に限られるが、市営の納骨堂、火葬場はない。墓地についても、現在市が財産として土地を所有している墓地はあるが、全ての墓地で「墓地、埋葬に関する法律」に基づき管理者の届出がされていることから、今後市が埋火葬証明書交付手数料を徴収することはないため、手数料の項目から削除する。

（用語の説明）

埋葬証明書…墓地や納骨堂に収蔵された遺骨であることを証明するもの。

火葬証明書…火葬場で火葬された遺骨であることを証明するもの。

（その他）

埋葬及び火葬を行う場合は、市町村長の許可が必要であるため、市民課において「埋火葬許可証」を交付している。

市所有の土地にある墓地…神尾野中墓地、上野（北、中、南）墓地、東山墓地

【影響】

現在「埋火葬証明書交付手数料」の徴収は行ってないため、市民への影響なし。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

○ 犬山市子ども・子育て会議条例等の一部改正について（第9号議案）

【趣旨】

国の法律（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

【改正する条例】

| | |
|-----|---|
| 第1条 | 犬山市子ども・子育て会議条例（平成26年条例第2号） |
| 第2条 | 犬山市立幼稚園条例（平成27年条例第2号） |
| 第3条 | 犬山市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例 （平成27年条例第3号） |
| 第4条 | 犬山市立保育園条例（平成27年条例第4号） |
| 第5条 | 犬山市立認定こども園条例（平成27年条例第9号） |

【内容】

子ども・子育て支援法の改正による引用箇所の条項ずれに対応するもの。

【施行日】

令和5年4月1日

《一部改正》

- 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（第10号議案）

【趣旨】

国の省令等（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

- ※1. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）
 2. 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）
 3. 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

【内容】

①懲戒権に関する規定の削除

民法（明治29年法律第89号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）が改正され、懲戒権に関する規定が削除された。これに伴い、1及び2の省令が改正されたため、これらの法令を参酌して定めている各条例に規定する懲戒権の濫用を禁ずる条項を削除するもの。

※懲戒権・・・子の問題行動に対して、監護教育の観点からこれを矯正するために、必要な範囲で実力を行使すること。

②3の法律の改正による引用箇所の項ずれに対応するもの。

【施行日】

- ①公布の日
 ②令和5年4月1日

《一部改正》

- 犬山市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正について
(第11号議案)

【趣旨】

国からの通知等により条例の一部を改正するもの。

【内容】

利用料に関する規定(第6条)を、改正を踏まえ、別表にて整理する。

【改正される事項】

長時間利用料：「基本サービス時間を超えた場合(2時間を超えた場合)」から
「1時間30分を超えた場合」に改正

※厚生労働省保険局長通知(平成24年3月5日付け保発0305第3号)による基本サービス時間の変更に伴い、「長時間利用料」の規定を改正すべきであったが、していないことが判明
→該当の利用なし

休日利用料：「犬山市の休日を定める条例(平成元年条例第34号)第1条に定める休日」から「規則に定める休業日」に改正

※施行規則第5条第1項第2号の休業日の規定は、平成29年3月に規則改正した際に「8月14日から同月16日までの日」を加えており、この際に第2号の「休日利用料」についても改正すべきであったが、していないことが判明
→該当の利用あり。還付する。

【施行日】

令和5年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市国民健康保険条例の一部改正について（第12号議案）

【趣旨】

出産育児一時金の支給額の増加等に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

① 出産育児一時金支給額の改正

子育て世代への支援強化のため、出産育児一時金の支給額を増額する。

（改正前）420,000円

（改正後）500,000円（8万円増）

② その他、被保険者の資格適用除外項目及び保健事業項目の整理

※この整理に対する被保険者等への影響は無い。

【現状・課題】

出産育児一時金は、国の緊急少子化対策として平成21年10月1日に42万円に引き上げられた以降、現在までその支給額は変わっていない。

前回の支給額改定後、出産費用は年々増加しており出産育児一時金支給額との乖離が大きくなり、出産する際の経済的負担になっている。

※令和4年度出産費用推計：約480,000円（全施設・正常分娩）

【目的・効果】

- ・ 出産に伴う経済的負担の軽減
- ・ 子育て世代への支援強化

【影響額】

令和5年度当初予算

（改正前）14,280千円（420,000円×34名）

（改正後）17,000千円（500,000円×34名）

（2,720千円増）

【施行日】

令和5年4月1日（同日以後の出産について適用）

《一部改正》

○ 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について（第13号議案）

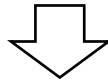
【趣旨】

国民健康保険税の課税額等を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【背景】

国民健康保険制度は平成30年度の国の改革により、

市町村が個別に運営



都道府県が財政運営責任を担い、中心的な役割を果たす

となり、各市町村は、都道府県の指定する「国保事業費納付金」（以下「納付金」という。）を支払えるよう、保険税率を設定する必要が生じた。

しかし、当市の保険税率では、県の指定する納付金を払える保険税収水準に及ばず、保険税率の引き上げの必要性がある中、当市国保加入者の急激な保険税負担の増加を防ぐため、不足分を基金で補いながら、ほぼ隔年で段階的に保険税負担を引き上げてきた。

昨年度の市国民健康保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）では、県に支払う納付金試算値の急増により、約30%の負担増となることが推測されたが、国民健康保険事業運営のためには増税は不可避であるという決断により、令和4年度から3年間にわたり段階的増税の実施が答申され、令和4年度の税率改定においては「全体の課税総額を9.5%引き上げる。」こととなった。

今年度の運営協議会では、昨年度の答申を踏まえ、令和5年度の国民健康保険税の税率等について、市民生活への影響を最小限とすることを優先に議論を重ねてきたが、国民健康保険事業運営のためには、来年度においても増税は避けられないという結論に至り、令和5年度の税率改定は令和4年度に引き続き「全体の課税総額を9.5%引き上げる。」答申内容となった。

【内容】

○ 国民健康保険税の税率改定・賦課限度額の改定

運営協議会において、基金を活用しながら「全体の課税総額を9.5%引き上げる。」旨の答申があり、これを踏まえた税率とした。

なお、令和6年度以降の国保運営の財源を保険税負担増にのみに求めるばかりではなく「全庁的な工夫により確保する」ことも答申された。

(改正前)

(所得割以外の単位：円)

| 区 分 | 所得割 | 均等割額 | 平等割額 | 賦課限度額 |
|-----------|-------|--------|--------|---------|
| 基礎課税（医療）分 | 6.30% | 20,640 | 20,160 | 630,000 |
| 後期高齢者支援分 | 2.95% | 9,360 | 8,640 | 190,000 |
| 介護納付金分 | 2.00% | 8,400 | 6,240 | 170,000 |

(改正後)

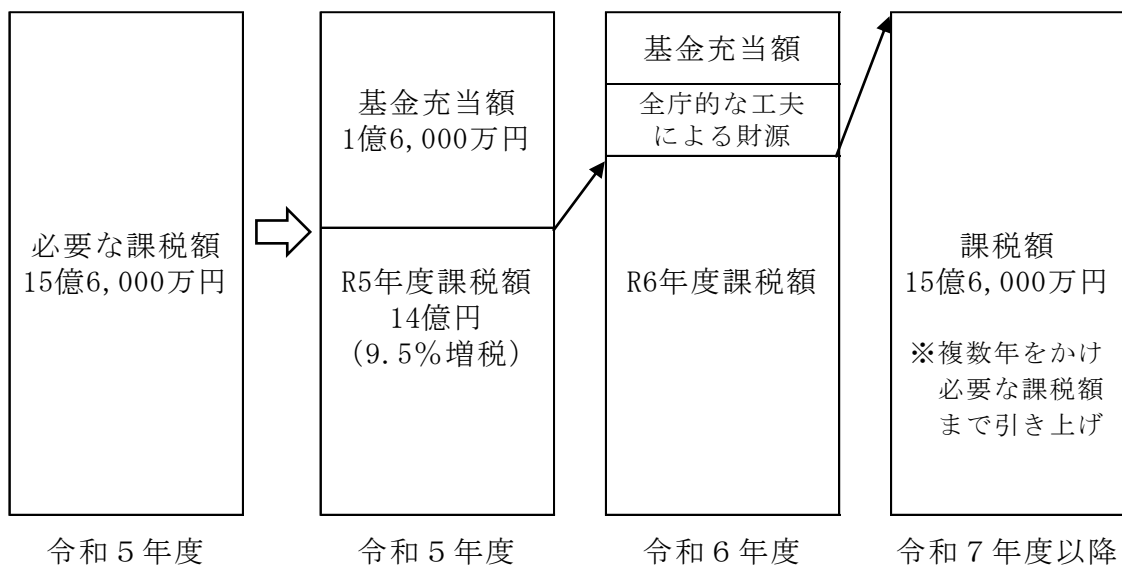
(所得割以外の単位：円)

| 区 分 | 所得割 | 均等割額 | 平等割額 | 賦課限度額 |
|-----------|--------------|---------------|---------------|----------------|
| 基礎課税（医療）分 | 7.25% | 23,700 | 23,800 | 650,000 |
| 後期高齢者支援分 | 2.95% | 9,360 | 8,640 | 200,000 |
| 介護納付金分 | 2.47% | 9,400 | 7,000 | 170,000 |

○ 令和5年度国民健康保険税（1人当たり）の負担額予測

| 税率の区分 | ①課税必要額 | ②課税総額 | ③不足額 ①－② (基金補填額) | ④1人当たり 課税額 | ⑤Aからの 増加率 |
|-------------|---------------|---------------|------------------------|---------------|--------------|
| A 現行税率維持 | 1,560,000,000 | 1,284,000,000 | 276,000,000 | 103,523 | — |
| B 必要額を満たす税率 | 1,560,000,000 | 1,560,000,000 | 0 | 125,776 | 21.5% |
| C 今回改正税率 | 1,560,000,000 | 1,405,980,000 | 154,020,000 | 113,358 | 9.5% |

○ 国民健康保険事業基金を使いながら段階的に引き上げるイメージ



※シミュレーションでは、被保険者数の減少や医療費の伸びは考慮していない。
 ※令和4年度末基金現在高 2億2,000万円

【施行日】 令和5年4月1日

《一部改正・廃止》

○ 定年延長制度について（第14～24号議案関係）

【趣旨】

地方公務員法が改正され、定年が現在の60歳から65歳まで段階的に引き上げられること（国家公務員も同様）に伴い、関係条例を改正するもの。

【改正する条例】

| 議案番号 | 条例名 | 主な改正箇所 |
|------|-------------------------|--|
| 15 | 犬山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 | 公表対象とする職員として、定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員含む）、フルタイム会計年度任用職員の規定を追加（第3条） |
| 16 | 犬山市職員の定年等に関する条例 | 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第8条）、定年前再任用短時間勤務制（第9条）の設置 |
| 17 | 犬山市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 | 減給処分となる60歳超職員の減給額の規定追加（第3条） |
| 18 | 公益的法人等への職員の派遣に関する条例 | 常勤再任用職員の規定削除（第2条） |
| 19 | 犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 | 定年前再任用短時間勤務職員の勤務条件（第2条—第4条、第12条）、暫定再任用職員の勤務条件（附則）の規定追加 |
| 20 | 犬山市職員の育児休業等に関する条例 | 定年延長期間中について、育児休業等ができない規定を追加（第2条、第10条、第21条） |
| 21 | 犬山市職員の給与に関する条例 | 定年前再任用短時間勤務職員の給与（第7条、第15条、第19条、第20条、第23条の2）、60歳超職員の給料月額7割措置（附則）、暫定再任用職員の給与（附則）の規定追加 |
| 22 | 犬山市職員の降給に関する条例 | 役職定年による降任等の規定追加（第2条、第3条） |
| 23 | 犬山市職員の退職手当支給条例 | 60歳超以降に退職する場合、60歳以下時点の最高給料月額と60歳超の7割措置給料月額を各々で算出し合算（附則）、定年前再任用短時間勤務職員で在職する期間は、不支給（第2条） |
| 24 | 犬山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 | 地方公務員法等の根拠法改正に伴う条ずれ及び名称の修正（第2条、第15条、第19条） |

【廃止する条例】

| 議案番号 | 条例名 | 廃止理由 |
|------|-----------------|-------------------------------------|
| 14 | 犬山市職員の再任用に関する条例 | 犬山市職員の定年等に関する条例にて、定年前再任用職員の新設により、廃止 |

【内容】

別紙1参照

【影響】

今後10年の60歳到達職員数 100人 (令和5年1月末日時点)

| 年度 | 対象人数 | 年度 | 対象人数 |
|-------|------|--------|------|
| 令和5年度 | 2人 | 令和10年度 | 12人 |
| 令和6年度 | 4人 | 令和11年度 | 13人 |
| 令和7年度 | 15人 | 令和12年度 | 8人 |
| 令和8年度 | 7人 | 令和13年度 | 14人 |
| 令和9年度 | 15人 | 令和14年度 | 10人 |

【施行日】

令和5年4月1日 (情報提供・意思確認は施行日前から実施)

《一部改正》

○ 犬山市行政財産の目的外使用料条例等の一部改正について（第25号議案）

【趣旨】

公の施設に係る使用料の額の改定等に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容①】 公の施設に係る使用料の額の改定

「公共施設使用料の見直しに関する基本方針（平成31年4月策定）」に基づき、平成30年度から令和3年度までの施設の維持管理費の実績をもとに公共施設の使用料の見直しを行う（令和2年度に引き続き2度目）。

○見直し対象の施設：26施設

市民文化会館、武道館、弓道場、公民館（塔野地、善師野、南部）、市民交流センター、フィットネスフロイデ、野外活動センター、小弓の庄、山の田公園、羽黒中央公園（多目的スポーツ広場、体育館）、ふれあいセンター（楽田、今井、犬山西）、市民健康館、余遊亭、さくら工房、体育センター、里山学センター、環境保全ボランティアセンター、旧磯部家住宅復原施設、内田多目的広場テニスコート、城前観光案内所、福祉活動センター

※上記のうち、福祉活動センターと楽田ふれあいセンターについては、使用料見直し以外の改正内容も含むことから別議案（それぞれP. 22、P. 23を参照）。

※下記に該当する施設は、見直しの対象外とする。

- ①新たに有料施設の利用を開始した施設（東ふれあいセンター）
- ②一定の区画を不特定多数の個人が利用する施設の一部設備（フィットネスフロイデのプール、羽黒中央公園体育館のトレーニングルームなど）

○基本方針の概要

(1) 使用料の算定方法

| | | | | |
|-------|---|----------|---|-------------|
| 算定の原則 | = | 原価 | × | 受益者負担率 |
| ①継続利用 | | 建物と土地の価値 | × | 100% |
| ②一時利用 | | 施設の維持管理費 | × | 0%・50%・100% |

※継続利用 …レストラン、事務所などの用途に継続して占有すること。

※一時利用 …研修、会議などの用途に一時的に利用すること。

(次ページにつづく)

(2)見直しの要点

- ・施設の維持管理費は、平成30年度から令和3年度までの決算額の平均値を採用
※消費税が課される費用については、消費税率を8%→10%に換算して積算
(平成30年度及び令和元年度上半期)
- ・使用料の急激な増減を抑制するため、激変緩和措置(0.8倍~1.2倍)を設ける
- ・令和5年度を周知期間とし、令和6年4月1日以降の利用から新料金を適用

○見直しの結果(各施設の算出結果については、別紙2参照)

| 値上がり傾向の施設：12施設 | 値下がり傾向の施設：13施設 |
|--|--|
| 武道館、弓道場、公民館(善師野、南部)小弓の庄、山の田公園、羽黒中央公園多目的スポーツ広場、ふれあいセンター(今井、犬山西)、余遊亭、里山学センター、内田多目的広場テニスコート | 市民文化会館、塔野地公民館、市民交流センター、フィットネスフロイデ、野外活動センター、羽黒中央公園体育館、楽田ふれあいセンター、市民健康館、さくら工房、体育センター、旧磯部家住宅復原施設、城前観光案内所、福祉活動センター |

※ 変動なし：環境保全ボランティアセンター

○財政上の影響

見直しに係る使用料の収入見込み額

△2, 138千円(令和3年度決算比)

※ 指定管理者制度を導入している羽黒中央公園(多目的スポーツ広場、体育館)に係る利用料は、市の収入に影響がないため除く。

【内容②】行政財産目的外使用料の徴収時期及び端数処理に係る規定の追加

- ・使用料の徴収時期について

使用の許可の都度市長が定めることとする。

- ・使用料の端数処理について

算定の結果生じた端数は、10円未満を切り捨てる。ただし、道路法(昭和27年法律第180号)に基づく工作物等の設置に係る使用料については、犬山市道路占用料条例(平成元年条例第5号)に基づく占用料の取扱いに合わせて、1円未満切捨とする。

また、算定の結果が100円に満たない場合の使用料は、100円とする。

(次ページにつづく)

【効果】

- ①適正な額の使用料を徴収し、施設の運営を図ることができる。
- ②現状の運用について、条例上の根拠を持たせることができる。

【施行日】

- ①令和6年4月1日（同日以後の利用について適用）
- ②令和5年4月1日

《一部改正》

- 犬山市福祉活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について（第26号議案）

【趣旨】

犬山市福祉活動センターの使用料の額の改定等に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

① 施設使用料の額の改定

「公共施設使用料の見直しに関する基本方針」に基づき、当センターの利用施設に係る使用料の見直しを行う（詳細は、P. 19及び別紙2参照）。

②利用施設の部屋名称の明確化

既存の利用施設について、条例上の各部屋の名称を実態に即した表記へと下記のとおり改める。

| 変更前 | 変更後 |
|------------|----------------------|
| 会議室（2部屋あり） | 会議室1 会議室2 |
| 活動室（3部屋あり） | 活動室1 活動室2 活動室3 |

【施行日】

- ①令和6年4月1日（同日以後の利用について適用）
②令和5年4月1日

《一部改正》

- 楽田ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について（第27号議案）

【趣旨】

楽田ふれあいセンターの使用料の額の改定等に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

① 施設使用料の額の改定

「公共施設使用料の見直しに関する基本方針」に基づき、当センターの利用施設に係る使用料の見直しを行う（詳細は、P. 19及び別紙2参照）。

②センターの改修工事に伴う一部利用施設の廃止

楽田出張所等の移転に伴う改修工事により、当センターの事務所移転などレイアウトを一部変更するため、「視聴覚コーナー」及び「情報サロン」を廃止する。

【施行日】

①令和6年4月1日（同日以後の利用について適用）

②規則で定める日

※工事の完了日が確定した段階で「楽田ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」を制定する。

※工事は、令和5年5月31日完了予定。

《策定》

○ 犬山市基本構想及び基本計画の策定について（第28号議案）

【趣旨】

現在の犬山市総合計画の計画期間満了に伴い、新たな基本構想及び基本計画を策定したため、犬山市議会の議決すべき事件を定める条例（平成23年条例第15号）第2条第1号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【策定理由（根拠）】

- ・犬山市協働のまちづくり基本条例（令和元年条例第2号）
（計画的な市政運営）

第20条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想と基本計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

【概要】

計画期間 基本構想 令和5年度～令和12年度の8年間

基本計画 令和5年度～令和8年度の4年間

（計画期間を前期後期に分割）

まちの将来像 「水と緑と伝統 みんなつながり みんなうるおう
豊かさ実感都市 犬山」

人口の目標 69,818人（令和12年（2030年）目標）

（参考）第5次犬山市総合計画の概要

計画期間 平成23年度～令和4年度の12年間

まちの将来像（目指すまちの姿） 「人が輝き 地域と生きる
“わ”のまち 犬山」

人口の目標 73,400人（令和4年（2022年）目標）

【その他】

- ・市の最上位計画として、まちづくりを進める上で基軸におく考え方を示すとともに、施策の方針等を示す。
- ・まちの将来像を実現するための基本目標と、計画推進を下支えするものにと整理する。
- ・出生率の改善や社会移動率の改善により人口減少抑制を目指す。

（次ページにつづく）

- ・各施策の成果を確認するため「達成指標」を設定。毎年度進捗を確認し、PDCAサイクルにより計画の適切な進行管理を実施する。
- ・計画案の策定にあたっては、市民とともに取り組んだ（総計審、各種アンケート、タウンミーティング等）。

《和解及び損害賠償額の決定》

○ 投石事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて（第29号議案）

【趣旨】

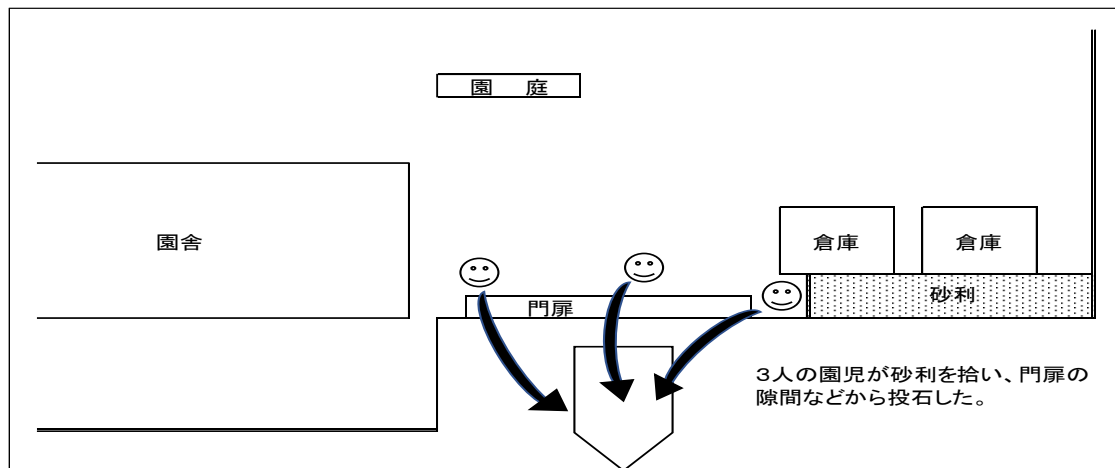
羽黒南子ども未来園の過失により発生した投石事故について、被害者との和解及び損害賠償の額を定めるもの。

【内容】

令和4年10月11日、羽黒南子ども未来園で、延長保育時間中に園児3人が、園庭から門の外に向かって砂利石を投げた。

その石が、保護者用駐車場に停めてあった保護者の車両に当たり、車体が傷つき、損害を与えたことから、被害者との和解及び損害賠償の額を定めるため、議会の議決を求めるもの。

○事故現場見取り図



【現状・課題】

市が加入する「全国市長会学校災害賠償補償保険」の契約先である損害保険ジャパン株式会社が、被害者との交渉を担い、過失割合は市が100%で、修理等に係る費用は保険対象となった。

既に被害者の車両の修理は完了しており、本議案可決後、速やかに損害賠償金を支払う。

【この件に関する予算計上額】

| | | |
|------|------------------|--------------|
| 《歳出》 | 損害賠償金（修理費及び代車費用） | <u>604千円</u> |
| 《歳入》 | 全国市長会学校災害賠償補償保険金 | <u>604千円</u> |

《和解》

○ 訴え提起前の和解について（第45号議案）

【趣旨】

五ヶ村排水区整備事業に係る事業用地の取得のため、一宮簡易裁判所へ訴え提起前の和解の申立てをすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

【内容】

五ヶ村排水区整備事業用地である所有者不明土地の取得については、法務局及び裁判所と協議した結果、犬山市が対象土地の所有権を有するという裁判所の確定判決が必要となった。

そのため、確定判決と同一の効力を有する「和解調書」の交付を受けるため、訴え提起前の和解の申立てを行う。訴え提起前の和解の申立てを行うためには、当事者間での和解が必要であるため、市と対象土地の管理者である不在者財産管理人と和解するもの。

【対象土地（所有者不明土地）】

- (1) 所在 犬山市楽田巾一丁目2番
- (2) 地目 畑
- (3) 地積 70㎡

【和解条項】

- (1) 犬山市と相手方とは、犬山市が対象土地の所有権を有することを確認する。
- (2) 犬山市と相手方は、犬山市と相手方との間には、本件に関し、和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (3) 和解費用は、各自の負担とする。

【相手方】

不在者財産管理人 弁護士 渡邊 海太
愛知県一宮市高田字前田25番地 ペリカンビル2D
わたなべ法律事務所
(不在者 大字羽黒新田共有惣代福富富次郎)

(次ページにつづく)

【今後の予定】

- 1 犬山市が一宮簡易裁判所へ訴え提起前の和解の申立て
- 2 一宮簡易裁判所が犬山市と相手方に和解調書を交付
(裁判所が相当と認めた場合)
- 3 犬山市が名古屋法務局春日井支局へ所有権保存の登記申請
(五ヶ村排水区整備事業用地すべての取得が完了する。)

【その他】

- 1 和解費用は、申立手数料（2,000円）及び郵送料となる見込み。
- 2 売買代金の処分については、家庭裁判所が判断する。
(国庫に帰納される場合もある。)
- 3 予納金（50万円）については、家庭裁判所の判断により必要経費等を控除したのち返金される見込み。

※所有者不明土地への不在者財産管理人の選任申立てについては、令和4年6月定例議会へ関連補正予算提出、議決済

I. 定年引上げ

1. 定年

定年については、下表のとおり、段階的に引き上げ、65歳とする。

| 期間 | 定年 | (参考) 対象者 |
|---------------|-----|-----------------------|
| 令和5年度～令和6年度 | 61歳 | 令和5年度末時点で 60歳の職員 |
| 令和7年度～令和8年度 | 62歳 | 令和6年度末時点で 60歳の職員 |
| 令和9年度～令和10年度 | 63歳 | 令和7年度末時点で 60歳の職員 |
| 令和11年度～令和12年度 | 64歳 | 令和8年度末時点で 60歳の職員 |
| 令和13年度～ | 65歳 | 令和9年度末以降 60歳に達する職員 |

2. 配置の考え方

常勤職員（従来の定年前の職員）と同様に職位に応じた業務を担当するよう配置。

3. 役職定年制

(1) 概要

定年引上げ後も組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、役職定年制を導入する。

①管理監督職の職員について、管理監督職勤務上限年齢（以下、「役職定年」という。）の60歳に到達する翌年度から、管理監督職以外の職へ降任又は転任させる。

②役職定年に達している者について、管理監督職に新たに任命できない。

(2) 管理監督職の範囲及び役職定年

管理監督職の範囲は、管理職手当の支給対象の職とする。

役職定年は、60歳とする。

4. 定年引上げ時の給与

(1) 給料月額

原則、従来の定年（60歳）に達した日後における最初の4月1日（以下、「特定日」という。）以後、当該職員の受ける級号給に基づく給料月額の7割（百円未満四捨五入）（以下「7割措置」という。）とする。

※下記の者は7割措置を適用せず、級号給に基づく給料月額を支給する。

①任期を定めて任用される職員（臨時的任用職員）

②非常勤職員（会計年度任用職員、特別職非常勤職員）

(2) 諸手当

従来の定年に達する前と同様の手当を下表のとおり支給

| 分類 | 手当 |
|-----------------------|--|
| 7割措置 (給料月額 に連動) | 地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当 ※期末・勤勉手当の支給割合は、定年前の職員と同様の支給割合を適用 |
| 役職定年前と同額 | 扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当 |

(3) 役職定年制により降任等された者の給料

当分の間、特定日における給料月額が、役職定年制による降任前日の級号給に基づく給料月額の7割を下回る場合は、その差額（百円未満四捨五入）を給料として支給する。なお、降任後の級の最高号給の額を上限とする。

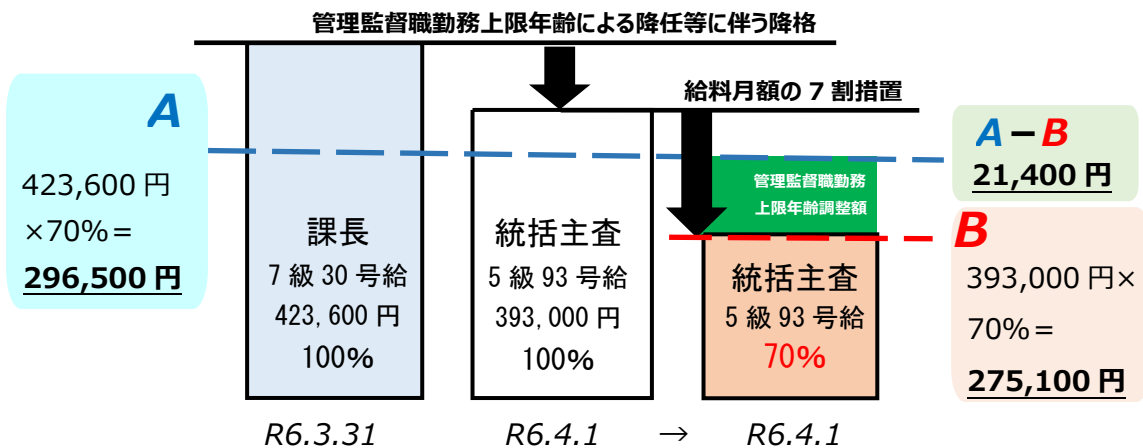
(参考) 給料月額の算出例

行(一)の課長(7級30号給)が、令和6年4月1日に役職定年に伴う降格をし、統括主査(5級93号給)となり、給料月額の7割措置が適用される場合

→特定日以後の給料(基本給)は

管理職として受けていた給料月額の7割を支給

$$275,100 \text{ 円 } B + 21,400 \text{ 円 } A - B = 296,500 \text{ 円 } A$$



5. 退職手当

(1) 退職手当の基本額

60歳に達した日以後、免職以外の自己都合退職をした者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を「定年退職」として算定する(退職手当金条例第5条に掲げる支給率を適用)。

ただし、任期を定めて任用される職員、非常勤職員は対象外とする。

(2) ピーク時特例の適用

定年延長により給料月額が減額となった場合の退職手当の基本額に係る特例(以下、「ピーク時特例」という。)を新設する。

- ・定年引上げによる7割措置時点において、ピーク時特例を適用する。
- ・60歳に達した年度末までの期間分は、減額前の給料月額で計算し、特定日以降は、定年引上げ時の給料月額（7割措置）にて計算を行う。

＜ピーク時特例の計算式＞

退職手当の基本額

$$= \ll \text{特定減額前給料月額}(\ast) \times \text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率} \gg + \ll \text{退職日給料月額} \times (\text{退職日までの勤続期間に応じた支給率} - \text{減額日前日までの勤続期間に応じた支給率}) \gg$$

(※)「特定減額前給料月額」は、特定日前の最も高かった給料月額とする。

(参考) 勤務時間・休暇・休業制度 定年前の職員と同様

II. 定年前再任用短時間勤務制度

60歳に達した日以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができる「定年前再任用短時間勤務制度」を導入する。下記5. 任期以外は、現在の再任用職員と同様の制度。

1. 配置の考え方

現行の再任用職員を基本として個別に検討する。

2. 勤務時間

現行の再任用職員と同様（7時間45分／1日、月15日または10日）

3. 給与

(1) 給料月額

現行の再任用職員と同様

労務職以外 給料月額 161,400円／月15日

給料月額 107,600円／月10日

労務職 給料月額 145,200円／月15日

給料月額 96,800円／月10日

(2) 諸手当

現行の再任用職員と同様（正規職員と同様）

ただし、扶養手当、住居手当は支給しない。

期末手当、勤勉手当は支給率が異なる。

期末手当：100分の67.5（正規職員100分の120）

勤勉手当：100分の47.5（正規職員100分の100）

4. 休暇・休業制度

現行の再任用職員と同様（正規職員と同様。ただし、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で勤務。年次有給休暇や特別休暇は、その者の勤務日の日数等を考慮し、付与する。）

5. 任期

定年退職日相当日までとする。ただし、現行の再任用制度と同様に選考の上の任用。

Ⅲ. 暫定再任用制度

定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65 歳まで再任用ができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組み（暫定再任用制度）を措置する。（令和 1 2 年度までの暫定措置）下記 5. 任期以外は、現在の再任用職員と同様の制度。

1. 配置の考え方

これまでの再任用職員の職への配置を基本とする。

2. 勤務時間

定年前再任用短時間勤務職員と同様。

3. 給与

(1) 給料月額

定年前再任用短時間勤務職員と同様

(2) 諸手当

定年前再任用短時間勤務職員と同様

4. 休暇・休業制度

定年前再任用短時間勤務職員と同様

5. 任期

1 年を超えない範囲内の任期とする。現行の再任用制度と同様に選考の上の任用。

6. その他

- ・ 現行の再任用職員については、令和 5 年 4 月より暫定再任用職員へと移行する。
- ・ 令和 4 年度の定年退職者のうち再任用職員希望者についても、定年退職日以後、現行の再任用制度と同様に選考の上、暫定再任用職員として任用を行う。
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員については、任期満了後、暫定再任用として選考の上任用を行う。これらの職員の勤務時間は現行の再任用制度と同様、短時間勤務を原則とする。なお、定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員については、定数外とする。

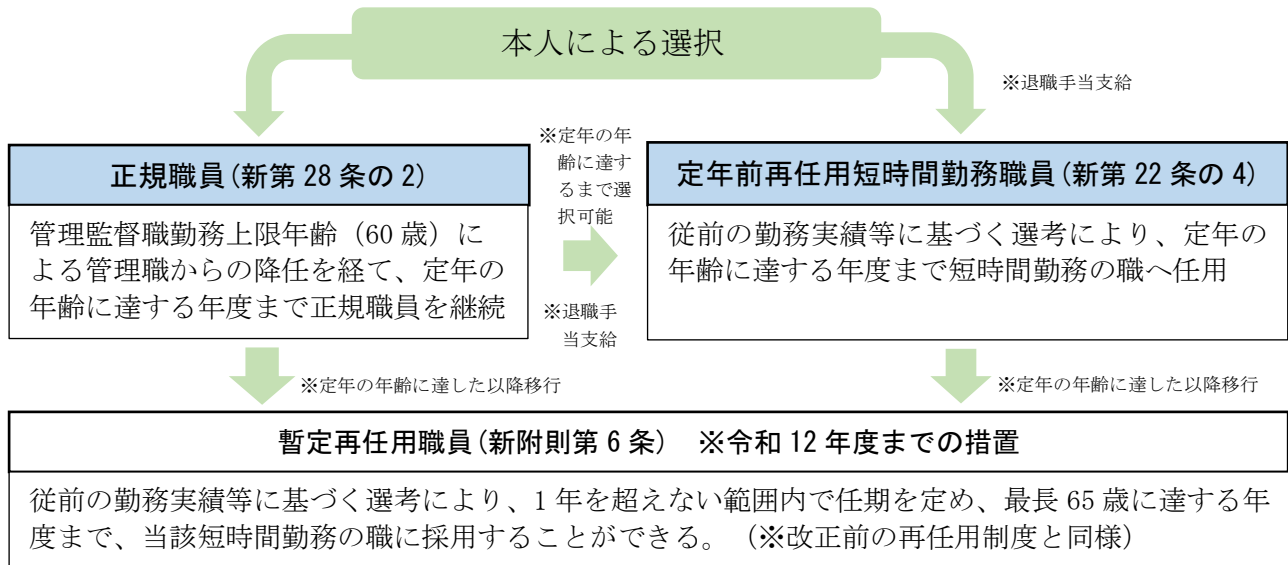
Ⅳ. 情報提供・意思確認制度

- ・ 当分の間、職員が 60 歳に達する日の前年度に、60 歳に達する日以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供する。また、職員の従来からの定年退職日以後の勤務の意思確認を行う予定。

※令和 5 年度については、対象職員が 2 名と少数のため、情報提供は令和 4 年度中に行い、意思確認は令和 5 年 5 月末日までに行う予定。

改正地方公務員法での位置づけ

※60歳超における職員の在り方



令和5年度 当初予算の概要

『やさしく元気な犬山づくり予算』

令和5年度全会計当初予算 総額 484億4,437万6千円

前年度比 19億6,222万6千円・4.2%の増加

令和5年度一般会計当初予算 総額 281億7,568万6千円

※令和4年度一般会計当初予算 総額 264億1,370万8千円

前年度比 17億6,197万8千円・6.7%の増加

1 総括（一般会計）

令和5年度の一般会計予算は、社会保障費の増加のほか、犬山南小学校と（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園の整備などを見込み、当初予算としてはこれまでの最高額であった令和4年度予算を上回り、過去最高額となる。

長期的に安定した財政運営を持続させるため、コロナ禍や自然災害などへの備えとしての財政調整基金残高の確保と、将来負担を見通した市債の抑制を行ったうえで、子育て支援と元気な高齢者づくり施策の拡充や、重層的支援体制の整備を推進するとともに、新たな都市基盤整備に着手するための予算を計上した。

2 歳入（一般会計）

歳入予算のうち、市税については総額で118億1,414万1千円を計上した。この額は、予算規模全体の4割強（41.9%）を占め、対前年度比で3.7%、約4億2千万円（4億2,468万9千円）の増額となった。

近年の当初予算計上額は、新型コロナウイルス感染症まん延による経済への影響を考慮して積算したものであり、特に令和3年度当初予算は数値として顕著に表れると見込んで計上した。しかしながら、結果的には想定よりも減収とならなかったこともあり、令和4年度当初予算は大幅に増額して計上した。令和5年度についても、令和4年度最終調定見込額をベースに試算したところ、令和4年度と比較して各税目とも大なり小なりの増収となると判断し、計上額を算出した。

増額の主な内容として、個人市民税は、所得割の基となる給与などの総所得金額等が前年

度（令和3年分）同様に伸びることを見込んで増額とした。法人市民税にあつては、市内大手企業次第であるが、聞き及ぶ景況感から大きな飛躍は望めないものの相応の納付が期待できることから、令和4年度当初予算額よりも増額で計上した。固定資産税及び都市計画税については、工場など非住宅家屋の新・増築等により増額とした。また、軽自動車税（種別割）は、買い替えなどで税率が上がる台数が増える見込みが高いため増額とし、市たばこ税についても、令和4年中の販売実績等から引き続きコンスタントな納付が期待できるため増額とした。

- ・個人市民税 42億1,776万円
（前年度比 +1億7,779万9千円、4.4%の増）
- ・法人市民税 9億236万5千円
（前年度比 +1億2,168万2千円、15.6%の増）
- ・固定資産税 53億4,977万7千円
（前年度比 +7,986万6千円、1.5%の増）
- ・軽自動車税 2億48万6千円
（前年度比 +1,077万9千円、5.7%の増）
- ・市たばこ税 3億7,110万円
（前年度比 +1,729万1千円、4.9%の増）
- ・都市計画税 7億6,687万5千円
（前年度比 +1,815万6千円、2.4%の増）

その他

- ・地方消費税交付金 18億7,031万5千円
（前年度比 +1億1,016万9千円・6.3%の増加）
- ・地方交付税 17億8,301万5千円
（前年度比 +1億8,897万円・11.9%の増加）
- ・国庫支出金 29億7,440万7千円
（前年度比 +2億2,455万4千円・8.2%の増加）
- ・寄附金 11億689万6千円
（前年度比 +1億58万6千円・10.0%の増加）
- ・繰入金 24億9,585万6千円

(前年度比 +6億2,375万7千円・33.3%の増加)

財政調整基金 12億6,100万7千円

(前年度比 +2億5,568万4千円・25.4%の増加)

ふるさと犬山応援基金 10億3,958万7千円

(前年度比 +2億425万1千円・24.5%の増加)

・市債 12億9,425万2千円

(前年度比 +1億5,914万6千円・14.0%の増加)

臨時財政対策債 2億8,795万2千円

(前年度比 △3億6,095万4千円・55.6%の減少)

3 歳出(一般会計)

目的別に歳出の主なものをみると、

(1) 民生費 102億3,490万5千円

(前年度比 +5億1,085万3千円・5.3%の増加)

障害者扶助に係る予算が増加しているほか、病児保育事業に対する補助や(仮称)新橋爪・五郎丸子ども未来園整備の推進などにより増加となっている。

(2) 教育費 42億6,294万3千円

(前年度比 +10億4,405万7千円・32.4%の増加)

犬山南小学校の改築や旧市民プールの解体工事などにより増加となっている。

(3) 総務費 42億1,115万9千円

(前年度比 △1,869万3千円・0.4%の減少)

令和4年度は参議院議員通常選挙や犬山市長選挙、愛知県知事選挙が執行された一方で、令和5年度は愛知県議会議員一般選挙及び犬山市議会議員一般選挙の執行が予定されている。

(4) 衛生費 28億5,554万2千円

(前年度比 +4億7,509万2千円・20.0%の増加)

出産・子育て応援交付金事業や带状疱疹ワクチン接種の助成事業、城東中学校南側多目的広場整備事業などにより増額となっている。

参 考 財政調整基金

| | |
|-----------------|-----------------|
| 令和4年度末基金残高見込額 | 31億9,337万3,689円 |
| 令和5年度予算取り崩し額 | 12億6,100万7,000円 |
| 令和5年度予算積立額(利子分) | 72万6,000円 |
| 令和5年度予算反映後基金残高 | 19億3,309万2,689円 |

令和5年度 当初予算会計別総括表

(単位：千円・%)

| 会 計 名 | | 令 和 5 年 度 当 初 予 算 額 A | 令 和 4 年 度 当 初 予 算 額 B | 比 較 増 減 | |
|------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------------------|----------------|
| | | | | 対 当 初 予 算 額 C = A - B | 伸 び 率 C / B |
| 一 般 会 計 | | 28,175,686 | 26,413,708 | 1,761,978 | 6.7 |
| 特 別 会 計 | 国 民 健 康 保 険 計 特 別 会 | 6,867,382 | 6,899,970 | △ 32,588 | △ 0.5 |
| | 犬 山 城 費 計 特 別 会 | 244,848 | 215,732 | 29,116 | 13.5 |
| | 木 曾 川 う かい 事 業 費 計 特 別 会 | 61,207 | 64,336 | △ 3,129 | △ 4.9 |
| | 介 護 保 険 計 特 別 会 | 5,832,872 | 5,638,920 | 193,952 | 3.4 |
| | 後 期 高 齢 者 医 療 計 特 別 会 | 1,505,185 | 1,515,087 | △ 9,902 | △ 0.7 |
| | 小 計 | 14,511,494 | 14,334,045 | 177,449 | 1.2 |
| 企 業 会 計 | 水 道 事 業 会 計 | 2,009,055 | 1,959,037 | 50,018 | 2.6 |
| | 下 水 道 事 業 会 計 | 3,748,141 | 3,775,360 | △ 27,219 | △ 0.7 |
| | 小 計 | 5,757,196 | 5,734,397 | 22,799 | 0.4 |
| 合 計 | | 48,444,376 | 46,482,150 | 1,962,226 | 4.2 |

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

令和5年度 一般会計当初予算歳入款別表

(単位：千円・%)

| 区 分 | 令 和 5 年 度 | | 令 和 4 年 度 | | 比 較 増 減 | |
|-----------------------------|----------------|-------|----------------|-------|---------------------|----------------|
| | 当 初 予 算 額 A | 構 成 比 | 当 初 予 算 額 B | 構 成 比 | 対当初予算額 C = A - B | 伸 び 率 C / B |
| *1 市 税 | 11,814,141 | 41.9 | 11,389,452 | 43.1 | 424,689 | 3.7 |
| 2 地 方 譲 与 税 | 231,804 | 0.8 | 248,708 | 0.9 | △ 16,904 | △ 6.8 |
| 3 利 子 割 交 付 金 | 3,594 | 0.0 | 5,011 | 0.0 | △ 1,417 | △ 28.3 |
| 4 配 当 割 交 付 金 | 82,138 | 0.3 | 63,188 | 0.2 | 18,950 | 30.0 |
| 5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 70,349 | 0.2 | 46,486 | 0.2 | 23,863 | 51.3 |
| 6 法 人 事 業 税 金 | 223,046 | 0.8 | 154,690 | 0.6 | 68,356 | 44.2 |
| 7 地 方 消 費 税 金 | 1,870,315 | 6.6 | 1,760,146 | 6.7 | 110,169 | 6.3 |
| 8 ゴルフ場利用税金 交 付 金 | 19,986 | 0.1 | 21,096 | 0.1 | △ 1,110 | △ 5.3 |
| 9 環 境 性 能 割 金 | 66,074 | 0.2 | 76,878 | 0.3 | △ 10,804 | △ 14.1 |
| 10 地 方 特 例 交 付 金 | 82,880 | 0.3 | 72,804 | 0.3 | 10,076 | 13.8 |
| 11 地 方 交 付 税 | 1,783,015 | 6.3 | 1,594,045 | 6.0 | 188,970 | 11.9 |
| 12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 8,423 | 0.0 | 9,796 | 0.0 | △ 1,373 | △ 14.0 |
| *13 分 担 金 及 び 金 負 担 | 99,967 | 0.4 | 95,391 | 0.4 | 4,576 | 4.8 |
| *14 使 用 料 及 び 料 手 数 | 536,332 | 1.9 | 522,026 | 2.0 | 14,306 | 2.7 |
| 15 国 庫 支 出 金 | 2,974,407 | 10.6 | 2,749,853 | 10.4 | 224,554 | 8.2 |
| 16 県 支 出 金 | 1,702,315 | 6.0 | 1,786,098 | 6.8 | △ 83,783 | △ 4.7 |
| *17 財 産 収 入 | 186,600 | 0.7 | 259,079 | 1.0 | △ 72,479 | △ 28.0 |
| *18 寄 附 金 | 1,106,896 | 3.9 | 1,006,310 | 3.8 | 100,586 | 10.0 |
| *19 繰 入 金 | 2,495,856 | 8.9 | 1,872,099 | 7.1 | 623,757 | 33.3 |
| *20 繰 越 金 | 700,000 | 2.5 | 700,000 | 2.7 | 0 | 0.0 |
| *21 諸 収 入 | 823,296 | 2.9 | 845,446 | 3.2 | △ 22,150 | △ 2.6 |
| 22 市 債 | 1,294,252 | 4.6 | 1,135,106 | 4.3 | 159,146 | 14.0 |
| 合 計 | 28,175,686 | 100.0 | 26,413,708 | 100.0 | 1,761,978 | 6.7 |
| * 自 主 財 源 | 17,763,088 | 63.0 | 16,689,803 | 63.2 | 1,073,285 | 6.4 |
| 依 存 財 源 | 10,412,598 | 37.0 | 9,723,905 | 36.8 | 688,693 | 7.1 |

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

令和5年度 一般会計当初予算歳出款別表

(単位：千円・%)

| 区 分 | 令 和 5 年 度 | | 令 和 4 年 度 | | 比 較 増 減 | |
|--------------|----------------|-------|----------------|-------|--------------------------|----------------|
| | 当 初 予 算 額 A | 構 成 比 | 当 初 予 算 額 B | 構 成 比 | 対 当 初 予 算 額 C = A - B | 伸 び 率 C / B |
| 1 議 会 費 | 237,540 | 0.8 | 246,493 | 0.9 | △ 8,953 | △ 3.6 |
| 2 総 務 費 | 4,211,159 | 14.9 | 4,229,852 | 16.0 | △ 18,693 | △ 0.4 |
| 3 民 生 費 | 10,234,905 | 36.3 | 9,724,052 | 36.8 | 510,853 | 5.3 |
| 4 衛 生 費 | 2,855,542 | 10.1 | 2,380,450 | 9.0 | 475,092 | 20.0 |
| 5 農 林 業 費 | 283,159 | 1.0 | 303,185 | 1.1 | △ 20,026 | △ 6.6 |
| 6 商 工 費 | 606,737 | 2.2 | 750,433 | 2.8 | △ 143,696 | △ 19.1 |
| 7 土 木 費 | 2,204,246 | 7.8 | 2,466,958 | 9.3 | △ 262,712 | △ 10.6 |
| 8 消 防 費 | 1,221,975 | 4.3 | 1,036,296 | 3.9 | 185,679 | 17.9 |
| 9 教 育 費 | 4,262,943 | 15.1 | 3,218,886 | 12.2 | 1,044,057 | 32.4 |
| 10 災 害 復 旧 費 | 48,000 | 0.2 | 48,000 | 0.2 | 0 | 0.0 |
| 11 公 債 費 | 1,949,479 | 6.9 | 1,949,102 | 7.4 | 377 | 0.0 |
| 12 諸 支 出 金 | 1 | 0.0 | 1 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 13 予 備 費 | 60,000 | 0.2 | 60,000 | 0.2 | 0 | 0.0 |
| 合 計 | 28,175,686 | 100.0 | 26,413,708 | 100.0 | 1,761,978 | 6.7 |

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

令和5年度 一般会計当初予算歳出性質別表

(単位：千円・%)

| 区 分 | 令 和 5 年 度 | | 令 和 4 年 度 | | 比 較 増 減 | |
|----------------------------|----------------|-------|----------------|-------|--------------------------|----------------|
| | 当 初 予 算 額 A | 構 成 比 | 当 初 予 算 額 B | 構 成 比 | 対 当 初 予 算 額 C = A - B | 伸 び 率 C / B |
| 1 人 件 費 | 5,454,605 | 19.4 | 5,555,057 | 21.0 | △ 100,452 | △ 1.8 |
| 2 物 件 費 | 5,473,889 | 19.4 | 5,219,366 | 19.8 | 254,523 | 4.9 |
| 3 補 助 費 等 | 2,245,190 | 8.0 | 2,136,606 | 8.1 | 108,584 | 5.1 |
| 4 扶 助 費 | 5,441,866 | 19.3 | 5,150,527 | 19.5 | 291,339 | 5.7 |
| 5 維 持 補 修 費 | 91,129 | 0.3 | 86,667 | 0.3 | 4,462 | 5.1 |
| 6 普 通 建 設 費 事 業 | 2,858,631 | 10.1 | 1,852,143 | 7.0 | 1,006,488 | 54.3 |
| 7 繰 出 金 | 2,564,990 | 9.1 | 2,458,274 | 9.3 | 106,716 | 4.3 |
| 8 投 資 及 び 出 資 金 ・ 貸 付 金 | 508,760 | 1.8 | 544,963 | 2.1 | △ 36,203 | △ 6.6 |
| 9 積 立 金 | 1,479,147 | 5.2 | 1,353,003 | 5.1 | 126,144 | 9.3 |
| 10 公 債 費 | 1,949,479 | 6.9 | 1,949,102 | 7.4 | 377 | 0.0 |
| 11 災 害 復 旧 費 事 業 | 48,000 | 0.2 | 48,000 | 0.2 | 0 | 0.0 |
| 12 予 備 費 | 60,000 | 0.2 | 60,000 | 0.2 | 0 | 0.0 |
| 合 計 | 28,175,686 | 100.0 | 26,413,708 | 100.0 | 1,761,978 | 6.7 |

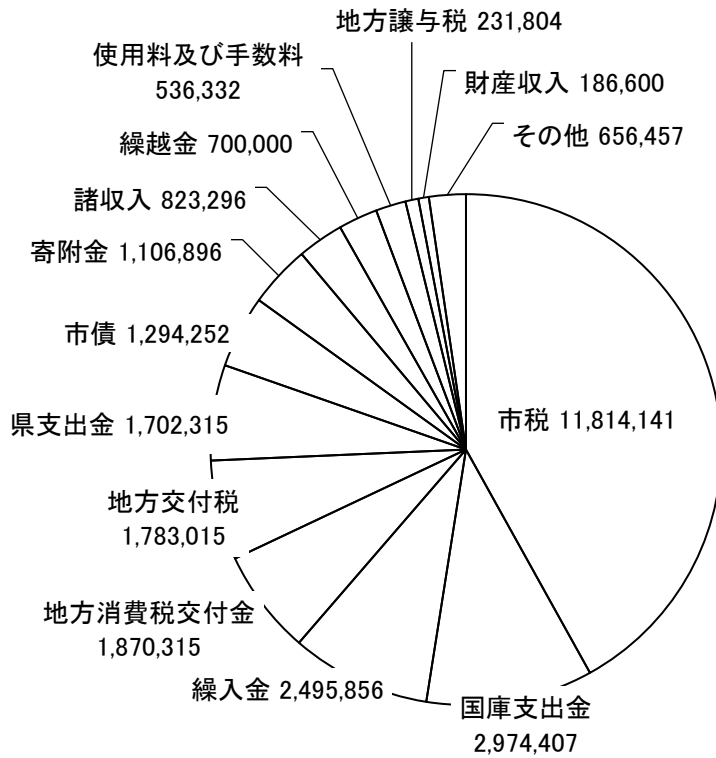
※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

令和5年度 一般会計当初予算歳入歳出状況

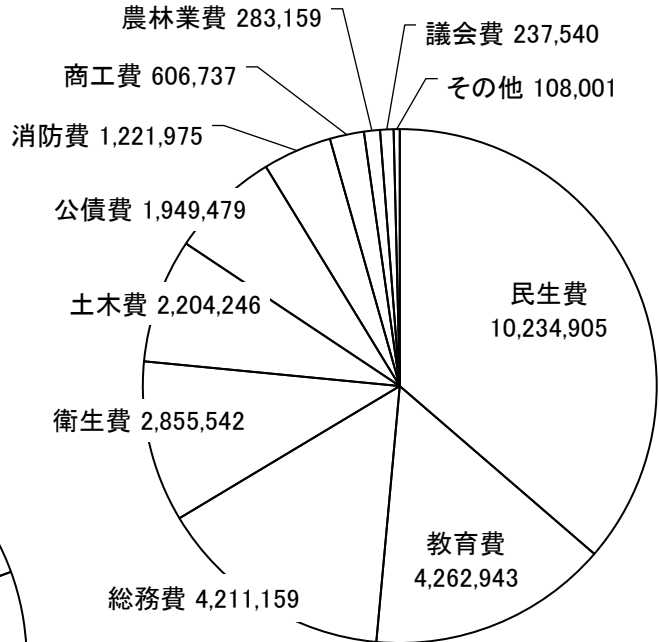
予算規模
28,175,686千円

歳入（款別）

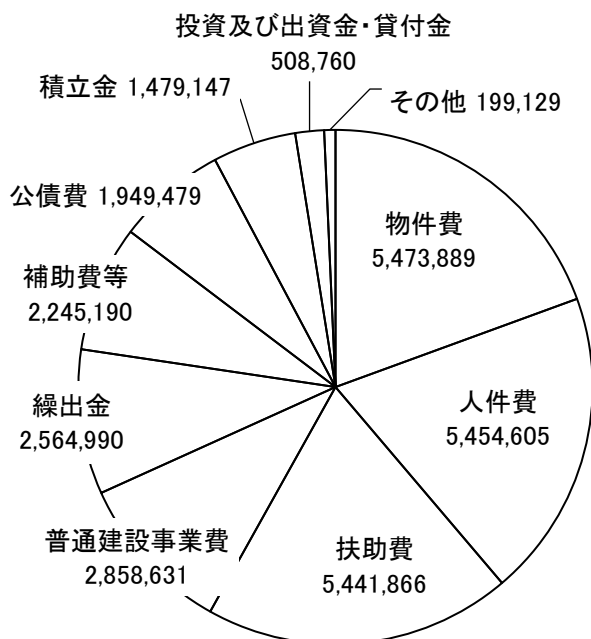
単位：千円



歳出（款別）



歳出（性質別）



令和5年度当初予算 主な新規主要事業

やさしく元気な犬山づくり予算

| | |
|--------------------------------|------------|
| 子育てで未来への投資 | 49 ページから |
| 令和5年度から小6・中3の給食費を無料化します | — |
| 病児保育事業の施設整備をします | 4,048万円 |
| アウトリーチ(訪問)型産後ケア事業の実施 | 283万円 |
| 医療的ケア児受入れのための保育環境を整えます | 570万円 |
| 3歳未満児の保育環境整備を進めます | 1,283万円 |
| (仮称)新橋爪・五郎丸子ども未来園整備事業を進めます | 1億5,733万円 |
| 旧市民プールを解体します「(仮称)新羽黒保育園整備事業関連」 | 1億6,321万円 |
| 教育で成長支援 | 57 ページから |
| 特別教室の空調設備整備を進めます | 1,333万円 |
| 犬山南小学校の新校舎建設を進めます | 10億7,446万円 |
| 城東小・中学校の整備に向けた検討を進めます | 22 万円 |
| 自分たちのアイデアを実現しよう | 120万円 |
| 支えあう高齢者と福祉で元気な犬山づくり | 61 ページから |
| わん丸君バス(コミュニティバス)を再編します | 539万円 |
| 带状疱疹ワクチン予防接種助成 | 2,358万円 |
| 目と口のフレイル健診を実施します | 406万円 |

| | | |
|---------------------------|--------------|--------------------|
| 都市基盤整備で暮らしやすい地域づくり | | 64 ページから |
| 都市計画道路蝉屋長塚線の事業に着手します | | 1,276万円 |
| 市道楽田桃花台線の拡幅整備に着手します | | 3,648万円 |
| 城東中学校南側に多目的広場を整備します | | 2億3,629万円 |
| 善師野公民館西側に多目的広場を整備します | | 642万円 |
| 前原台団地の公共下水道の整備を進めます | | 2億8,580万円 |
| 五ヶ村排水区の調整池を整備します | | 2億4,682万円 |
| 新たな財源確保でマネジメント推進 | | 70 ページから |
| 使わない土地を売却します | 売却想定額 事業費 | 1億5,150万円 838万円 |
| ふるさと納税を集めます！ | 獲得目標額 事業費 | 11億円 4億8,449万円 |

給食費の無料化をスタートします！

犬山市では、新たな子育て支援策として、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市独自に給食費の無料化を開始します。

まずは、令和5年9月から進学準備で費用がかさむ小学6年生と中学3年生を対象にスタートし、その後、段階的な拡大を目指していきます。

◆給食費無料化の概要

新たな子育て支援策として進学準備の負担軽減を図るため、市内在住の小学校6年生と中学校3年生の給食費を無料化します。

① 無料化開始時期

令和5年9月開始予定

② 対象者

犬山市内在住で、小中学校に通っている小学校6年生及び中学校3年生（通学先の市内／市外は問わない）。

③ 対象、金額

| | | |
|--------|-------|----------|
| 小学校6年生 | 約520人 | 約1,900万円 |
| 中学校3年生 | 約630人 | 約2,500万円 |

| | | |
|---|---------|----------|
| 計 | 約1,150人 | 約4,400万円 |
|---|---------|----------|

【一人当たりの無料化金額】

小学校6年生(1食290円)

月5,220円×7カ月=36,540円(年額)

中学校3年生(1食340円)

月5,780円×7カ月=40,460円(年額)

◆手続きについて

①市内小中学校に通う児童生徒

→手続き不要

②特別支援学校、私立学校など市外に通う児童生徒

→手続き**必要**

◆今後のスケジュール

令和5年4月：学校との連絡調整

令和5年6月：制度の周知

令和5年7月：市外の小中学校に通う児童生徒の申請

令和5年8月： // の認定

令和5年9月：給食費無料化を開始

病児保育事業の施設整備をします【新規】

事業費

4,048万円

担当課

子ども未来課

令和6年度事業開始に向け、事業受託事業者の医療機関に対し、病児保育事業施設整備費等を補助します。



予算科目

3-2-2

目名

保育所費

特定財源

国庫補助金 1,349万円 県補助金 1,349万円
ふるさと犬山応援基金繰入金 1,350万円

事業の目的

病児保育事業とは、児童が発熱等の病気で、集団保育が困難となり、保護者が家庭において看護できない場合の受け皿として病院・保育所等の専用スペースで児童を一時的に保育するための事業です。この事業は、社会医療法人志聖会 総合犬山中央病院に事業委託することになりました。利用人数は、1日当たり、2人を予定しています。

事業の内容

令和6年度事業開始に向け、受託者である総合犬山中央病院の敷地内にて施設整備が進められます。この施設整備費と開設のための準備経費を補助します。

事業の効果

事業実施により、緊急に子どもを預けられることで、保護者が安心して働ける環境を整えることができます。

アウトリーチ(訪問)型産後ケア事業の実施【新規】

事業費

283万円

担当課

健康推進課

助産師が自宅に訪問し、産後の母子に関する心身のケア、サポート等を行います。



予算科目

4-1-3

目名

母子健康づくり推進費

特定財源

国庫補助金 141万円

ふるさと犬山応援基金繰入金 142万円

事業の目的

核家族化や感染症の蔓延防止策により、親などの親族から距離的に離れたところで出産・育児をする方が増えている中、様々な事情を抱え、育児に対する不安を抱える妊産婦もいます。このような家庭に対して助産師が訪問することで、母親の産後の不安や孤立感を解消し、安心して育児に臨めるようにします。

事業の内容

助産師が自宅に訪問し、母親の身体的、心理的ケアを行います。必要な人には、母乳マッサージ等で適切な授乳ができるためのケアや、沐浴、離乳食の与え方等の育児方法を家族への指導相談も含めて具体的に個々に即した相談、助言を行います。

事業の効果

産婦の身体的回復と、心理的な安定を促進するとともに、母親のセルフケア能力を育み、母とその家族が健やかに育児できるように支援します。

医療的ケア児受入れのための保育環境を整えます【新規】

事業費

570万円

担当課

子ども未来課

子ども未来園において、医療的ケア児受入れのための保育環境を整えます。



予算科目

3-2-2

目名

保育所費

特定財源

県補助金 428万円

事業の目的

令和5年度より、子ども未来園において、医療的ケア児※を受け入れるための環境整備と、専属看護師を委託により配置し、安定かつ継続した保育を実施するための支援体制を整えます。

※医療的ケア児とは・・・人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引等の医療行為を必要とする児童をいう。

事業の内容

医療的ケア児受入れのための専属看護師を委託により配置し、保育時間内における医療的ケア（喀痰吸引等）を保護者の同意のもと行います。

また、園内での日常生活に必要な備品を購入し、施設内の環境整備を整えます。

事業の効果

医療的ケア児が集団での保育を受けることにより、他の児童や保育士との関わりの中で、生活の場に広がりが出て、当該児童の成長・発達にプラスになると考えます。

3歳未満児の保育環境整備を進めます【新規】

事業費

1, 283万円

担当課

子ども未来課

子ども未来園における、3歳未満児の保育室等環境整備を進めます。



予算科目

3-2-2

目名

保育所費

特定財源

県補助金 69万円 市債 450万円
ふるさと犬山応援基金繰入金 764万円

事業の目的

子ども未来園の抱える課題として、建築当初の3歳以上児を対象とした環境整備が、3歳未満児の保育ニーズの増加により、時代に合わなくなり、3歳未満児の環境整備が不十分となっています。この課題解決のため、令和5年度から未満児対応の室内遊具を設置し、床暖房など保育室の改修、トイレの段差解消や床材の変更などを、令和7年度にかけて集中的に実施します。

事業の内容

- 3歳未満児保育室対応
 - ・実施園：橋爪、五郎丸、羽黒、羽黒北を除く子ども未来園
 - 令和5年度：楽田西
 - 令和6年度：丸山、上木、城東第2、羽黒南
 - 令和7年度：城東、今井、楽田、楽田東
- 備品購入 室内用未満児用遊具、オムツ替え台（全園に設置）

事業の効果

3歳未満児が安心・安全に生活できる環境が整えられます。

(仮称) 新橋爪・五郎丸子ども未来園整備事業を進めます

事業費

1億5,733万円

担当課

子ども未来課

新園建設事業の造成工事を実施します。



新子ども未来園 外観イメージ

予算科目

3-2-2

目名

保育所費

特定財源

ふるさと犬山応援基金繰入金 1億5,489万円

事業の目的

子ども未来園施設整備10ヶ年計画に基づき、橋爪、五郎丸子ども未来園を統合し、令和7年4月開園を目指し保育園整備事業を進めます。

事業の内容

- 令和4年度 地質調査、上水道・下水道・ガス工事等
- 令和4年度～令和5年度 実施設計、造成工事、土地購入等
- 令和5年度～令和6年度 建設工事

事業の効果

子ども未来園施設整備10ヶ年計画に掲げた、令和7年4月開園を目指し、整備が進められます。

旧市民プールを解体します

事業費 1億6,321万円

担当課 子ども未来課
文化スポーツ課

旧市民プールを解体し、跡地利活用として、新羽黒保育園整備事業を進めるため、用地測量を行います。

現在の旧市民プール



予算科目

3-2-2
9-6-3

目名

保育所費
体育施設費

特定財源

公共施設等管理基金繰入金 1億6,022万円

事業の目的

旧市民プール跡地を有効活用するため、子ども未来園施設整備10ヶ年計画に基づき、羽黒、羽黒北子ども未来園の統合建設場所として、民設民営による保育園整備事業を進めます。

事業の内容

- 令和4年度 旧市民プール解体設計、新園運営事業者の選定
- 令和5年度 旧市民プール解体工事、整地、用地測量等
- 令和5年度～令和7年度 運営事業者による建設工事等

事業の効果

子ども未来園施設整備10ヶ年計画に掲げた、令和8年4月開園を目指し整備が進められます。

特別教室の空調設備整備を進めます【新規】

事業費

1,333万円

担当課

学校教育課

小中学校の特別教室に空調設備を設置するための設計業務を行います。



予算科目

9-2-1
9-3-1

目名

学校管理費（小学校費）
学校管理費（中学校費）

特定財源

市債：990万円

事業の目的

近年の夏の暑さ・熱中症対策は大きな課題となっており、令和元年度には、市内小中学校の全ての普通教室に空調機の設置を実施しました。

しかしながら、特別教室の多くには空調機が未設置であるため、計画的に特別教室の一部に空調機の設置を行い、児童・生徒の学習環境の改善を図ります。

事業の内容

令和5年度 小中学校12校への空調機設置設計業務
令和6年度 小中学校12校への空調機設置工事

事業の効果

特別教室に空調機を設置することで、児童・生徒が特別教室での授業に集中できる快適な学習環境の確保を図ることができます。

犬山南小学校の新校舎建設を進めます

事業費 10億7,446万円

担当課 学校教育課

児童の教育環境の向上と、犬山南小学校区の拠点として、利用しやすい複合施設を整備します。



予算科目 9-2-3

目名 学校整備費（小学校費）

特定財源

国庫補助金：1億669万円
ふるさと犬山応援基金繰入金：2,241万円
森林環境譲与税基金繰入金：1,724万円
市債：7億2,660万円

事業の目的

犬山市の「学びの学校建築」を基本に、学習を支援する学校・子どもたちの生活を守る学校・地域の伝統や遺産を継承する学校を軸として、学校や地域との協議を大切にしながら設計や施工を進めています。

整備内容は、北舎（昭和33年建築）と給食室（昭和48年建築）は建て替え、中庭とともに整備を行います。また、南舎（昭和47年建築）は長寿命化改良し、学校全体の機能を改善し、よりよい環境整備を図ります。

事業の内容

| | |
|---------|--|
| 令和元年度 | 校舎の耐力度調査を実施し、北校舎は建て替え、南舎は長寿命化改良の評価を受ける。【文部科学省基準】 |
| 令和2、3年度 | 基本設計の策定、新校舎実施設計業務に着手。 |
| 令和4年度 | 工事車両用の仮設進入路工事、仮設校舎建築工事。 実施設計策定後、北舎を解体。 南舎の長寿命化改良工事実施設計業務に着手。 |
| 令和5年度 | 新校舎建築（給食室、地域住民が利用できる多目的スペースを整備）。 |
| 令和6年度 | エレベーター建築と、南舎長寿命化改良工事。 |
| 令和7年度 | 外構工事、運動場改良工事。 |

事業の効果

児童・教員・地域住民などが利用しやすい施設とすることに合わせて、既存の児童クラブ（子ども未来課）機能を残しながら、学校内に整備することで、より良い安心安全な教育環境を整えます。

※この事業は、国の補助金を活用するため、令和4年度予算と重複する内容があります。今後の補正予算により調整します。

城東小・中学校の整備に向けた検討を進めます

事業費

22万円

担当課

学校教育課

隣接する城東小学校、城東中学校の整備に向けた検討委員会を立ち上げ、基本構想案の策定を進めます。



予算科目

9-2-3

目名

学校整備費（小学校費）

特定財源

なし

事業の目的

犬山市小中学校施設の長寿命化計画に基づき、城東小中学校の整備を行い、教育環境の充実を図ります。

耐力度調査及びアンケートの結果を基に、建て替えか長寿命化改良とするか総合的な評価を進めると共に今後の児童生徒数を考慮した校区などについて検証し、整備方針を検討します。

事業の内容

令和4年度 耐力度調査実施、課題整理
令和5年度 検討委員会発足、アンケートの実施、基本構想案策定
令和6年度 設計委託業者を決定し、基本設計（基本構想）業務の実施
令和7年度 実施設計業務の実施
令和8年度～ 工事施行※令和11年度まで

事業の効果

犬山の「学びの学校建築」を基本にして、子どもの安全・安心、環境配慮、ICT等の現代的な教育課題、将来的な課題（児童生徒数の減少による空き教室の利用等）、城東地区の特性を考慮した学校を目指すことにより、城東地区の子どもたち、住民にとって利用しやすい学校施設を整備します。

自分たちのアイデアを実現しよう【新規】

事業費

120万円

担当課

総務課

市内四中学校で、生徒が考えたアイデアを実現することを支援し、主権者意識の向上を図ります。（職員企画提案事業）



予算科目

2-4-1

目名

選挙管理委員会費

特定財源

ふるさと犬山応援基金繰入金 120万円

事業の目的

生徒が学校生活の改善や地域貢献について自主的に考え、生徒の投票により選ばれた取り組みを支援することで、生徒たちに「やったらできた」という達成感と、「やったら変わった」という実体験を持ってもらうことで、主権者としての意識向上を図ります。

事業の内容

上記の事業目的を達成するため、市内中学校の生徒の自主的な取り組みを支援します。生徒の提案を募り、その中で優れたアイデアに対し、生徒自らの力でそれを実現するにあたり必要な経費を補助します。

事業の効果

生徒に「やったらできた」という達成感と、「やったら変わった」という実体験を通じて、学校生活だけではなく、政治、社会においても「やればできる」という発想を持ってもらい、主権者意識の涵養と、将来選挙権を得た際の社会や政治に対する参画意識を醸成できます。

わん丸君バス（コミュニティバス）を再編します【新規】

事業費

539万円

担当課

防災交通課

令和5年12月に、わん丸君バスの運行ルートやダイヤを見直します。



▲わん丸君バス（33人乗り）



▲わん丸君バス（13人乗り）

予算科目

2-1-11

目名

交通防犯対策費

特定財源

なし

事業の目的

公共交通不便地域や、自らの交通手段を持たない交通弱者を対象に運行している「わん丸君バス」の運行ルートやダイヤなどを見直し、地域の实情に適した使いやすく満足度の高い公共交通の実現につなげます。令和5年12月に再編の予定。

事業の内容

令和3年度に行った「わん丸君バス」の利用実態調査や市民アンケートなどを基に、運行ルートやダイヤの運行計画を見直します。その中で、栗栖地区、今井地区及び池野地区の中学生が通学に利用できるよう調整を図っていきます。

事業の効果

各地区での課題を解消し、地域の实情に適した利便性の高い公共交通を実現します。

带状疱疹ワクチン予防接種助成【新規】

事業費

2,358万円

担当課

健康推進課

50歳以上の带状疱疹ワクチン接種者に対し、接種料金の一部を助成します。



予算科目

4-1-4

目名

保健予防費

特定財源

ふるさと犬山応援基金繰入金 2,220万円

事業の目的

带状疱疹は加齢、ストレスなどによる免疫低下が原因で、50歳以上から発症率が高くなり80歳以上では約3人に一人が発症するといわれています。また、発症すると重症化し視力低下や顔面神経麻痺、疼痛等の重い後遺症が残り生活に支障がでて、かつ治療が長引き医療費が高額になるケースもあります。予防接種をすることで発症を予防し、特に高齢者の生活の質の維持につながるため、接種者への経済的支援を行い接種しやすい環境をつくれます。

事業の内容

带状疱疹ワクチンを接種した50歳以上のかたに接種費用の一部を助成します。ワクチンは現在2種類あり、①か②のいずれかの接種を、生涯1度限り助成

- ①不活化ワクチン 接種回数2回
1回につき10,000円助成(計20,000円)助成
- ②生ワクチン 接種回数1回 5,000円助成

事業の効果

带状疱疹の発生率を下げることで市民の健康を守ることができます。带状疱疹発症に伴う合併症や後遺症を失くすことで医療費の削減が期待できます。

目と口のフレイル健診を実施します【新規】

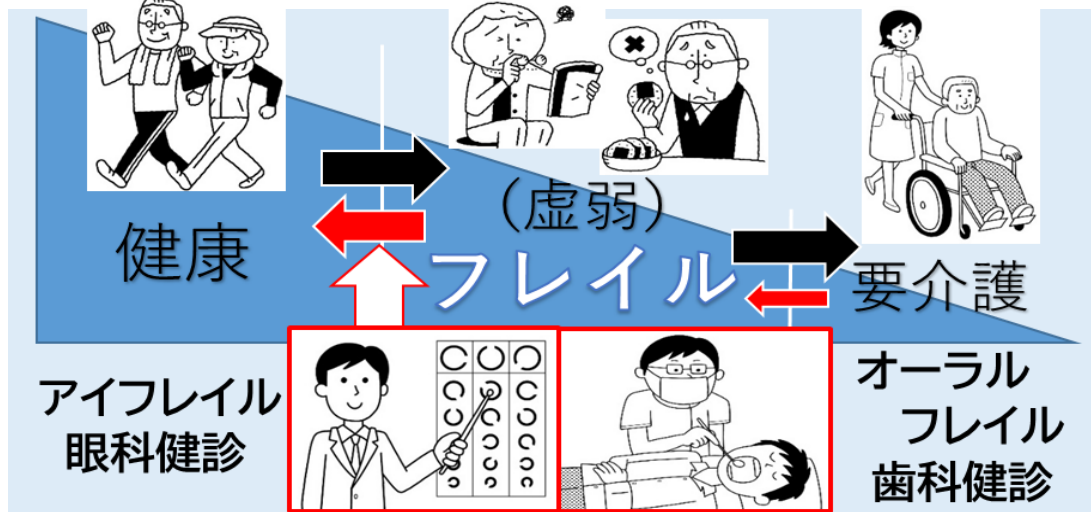
事業費

406万円

担当課

健康推進課

目の機能低下を早期に発見するためのアイフレイル眼科健診、口の機能低下を確認するオーラルフレイル歯科健診を実施します。



予算科目

4-1-4

目名

保健予防費

特定財源

後期高齢者歯科健康診査補助金 69万円
健診料一部負担金 47万円

事業の目的

加齢に伴う目の機能低下の早期発見。また、口の状態を確認し、眼科及び歯科医師がアドバイスを行うとともに、機能の維持・向上のための事業に繋がります。

事業の内容

- ①アイフレイル眼科健診 ※アイフレイル：「目の機能が衰えた状態」
 - ・内容：アイフレイルに関する問診、診察、視力検査等を眼科医療機関で実施。
 - ・対象者：年度内に65歳、76歳に達する人
 - ・健診料：800円（対象者には5月末に受診券を送付）
- ②オーラルフレイル歯科健診 ※オーラルフレイル：「口の機能が衰えた状態」
 - ・内容：歯周病を確認する健診項目に加え、口の機能として「かむ機能」「飲み込む機能」「口の乾燥」に関する項目を歯科医院にて実施。
 - ・対象者：年度内に60歳、70歳、76歳に達する人
 - ・健診料：無料（対象者には5月末に無料クーポンを送付）

事業の効果

視力低下などの目の機能低下（アイフレイル）や飲み込む力が弱くなるなどの口の機能低下（オーラルフレイル）は身体的、社会的、精神・心理的フレイル（介護や医療が必要になる前段階）に繋がるため、アイフレイル眼科健診、オーラルフレイル歯科健診を実施することにより、健康寿命を延ばし、要介護状態になることを予防します。

都市計画道路蝉屋長塚線の事業に着手します【新規】

事業費

1, 276万円

担当課

整備課

市南部の東西方向の主要な交通軸を整備し、交通環境の改善、円滑な道路交通処理を行い、地域の発展を図ります。



予算科目 7-4-4

目名 街路事業費

特定財源 なし

事業の目的

計画地周辺は、南北に縦断する名古屋鉄道小牧線により東西間の交通網が分断されているため、東西方向の主要な交通軸となる本路線を整備し、交通環境の改善、円滑な道路交通処理を行い、地域の発展を図ります。

事業の内容

都市計画道路整備に向けて、鉄道との交差工法の検討など道路基本設計を進めます。

事業の効果

市道犬山公園小牧線、県道春日井各務原線、市道富岡荒井線と南北の幹線があるなか、国道41号線へ直接アクセスできる東西軸が確保でき、交通環境の改善を図ることができます。

市道楽田桃花台線の拡幅整備に着手します

事業費

3,648万円

担当課

整備課

市南部地域の東西路線を整備し、地域の渋滞緩和や歩行者等の安全確保を図ります。



予算科目

7-4-4

目名

街路事業費

特定財源

なし

事業の目的

市南部地域の交通需要に対応するため、市道楽田桃花台線を整備し、地域の渋滞緩和や歩行者等の安全確保を図ります。

事業の内容

幅員が狭く、車のすれ違いが困難な第三荒井池南付近において、現在の道路用地幅による拡幅整備を進めます。

事業の効果

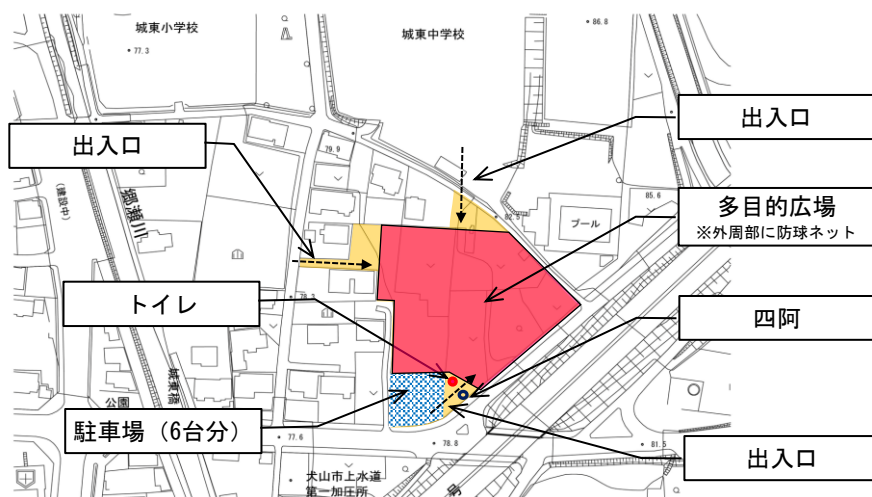
地域の渋滞緩和や歩行者の安全確保を図ることができます。

城東中学校南側に多目的広場を整備します

事業費 2億3,629万円

担当課 環境課

都市美化センターの設置に関する協定書に基づく地元要望である多目的広場を整備します。



予算科目 4-3-1

目名 清掃総務費

特定財源 なし

事業の目的

都市美化センター建設時の地元要望である総合グラウンド建設に替わる地域振興策として、城東中学校南側に多目的広場を整備し、協定内容の実現を図ります。

事業の内容

- 整備予定地で未取得となっている土地について、過年度に続き用地取得を目指します。
【土地購入費 180万円、特別旅費 5万円（繰越明許費）】
- 整備予定地の全ての土地の取得が完了次第、整備工事に着手します。
【工事請負費 2億3,629万円】

事業の効果

協定内容の実現として、地元住民の交流の場が提供できるほか、部活動や学校行事の活用により学校施設機能の充実につながります。また、国道41号線に至近な場所であり、発災時には救援物資輸送拠点などとしても活用可能で、防災機能も拡充します。

善師野公民館西側に多目的広場を整備します【新規】

事業費

642万円

担当課

環境課

犬山市都市美化センター建設時の地元地区との覚書に基づく地元要望の実現に向けた具体的な取り組みに着手します。



予算科目 4-3-1

目名 清掃総務費

特定財源 国庫補助金 200万円

事業の目的

犬山市都市美化センター建設に伴い、昭和53年に善師野地区と締結した覚書に基づき、地元からの要望である善師野公民館西側への多目的広場整備を実現（令和8年度完成予定）を目指します。

事業の内容

- 広場整備予定地（2,185㎡）の測量調査を実施します。【委託料 547万円】
- 隣接土地所有者などとの調整を行い、境界を確定します。【委託料 95万円】

事業の効果

覚書内容の実現として、善師野区民の交流の場が提供できるほか、広場の一部は、隣接する善師野公民館駐車場として使用するため、現在より駐車可能台数が増加し、施設機能が充実します。また、広場内には、防災備蓄倉庫を新たに設置し、発災時の車中避難を想定したスペース約50台を確保できることから、市指定避難場所としての防災機能を拡充します。

前原台団地の公共下水道の整備を進めます

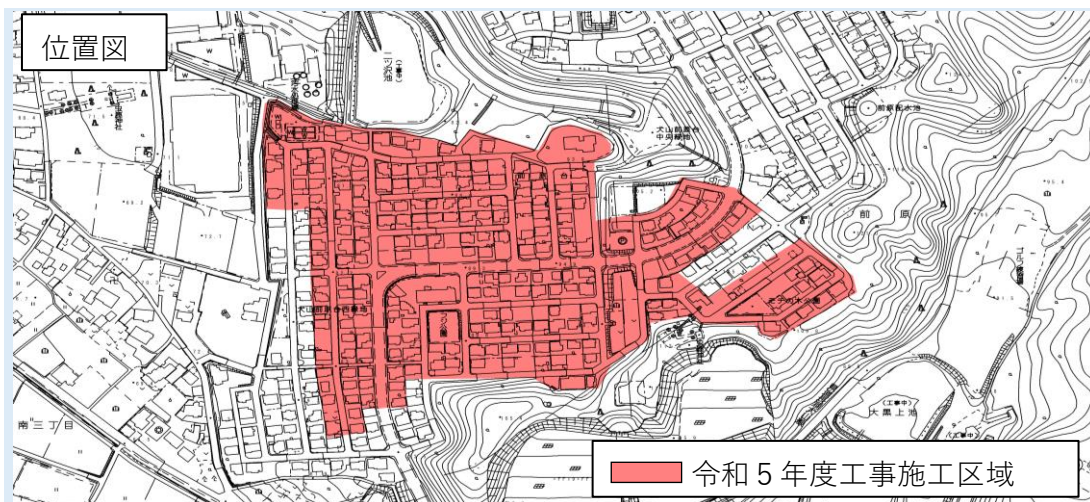
事業費

2億8,580万円

担当課

下水道課

前原台団地の老朽化した集中浄化槽などを公共下水道へ切替えます。



予算科目

下水道事業
会計

目名

汚水管路建設費

特定財源

国庫補助金 8,500万円 企業債 1億8,650万円

事業の目的

前原台団地の老朽化した集中浄化槽などを公共下水道へ切替えます。

事業の内容

○前原台団地の公共下水道整備を行います。

- ・工事延長 L=約2.6km
- ・管口径 φ150~250mm

事業の効果

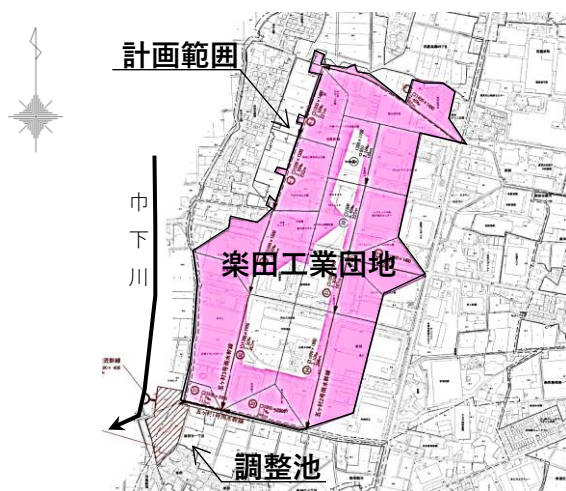
前原台団地を公共下水道へ接続することにより、生活環境及び公共用水域の水質保全が適切に図られます。

五ヶ村排水区の調整池を整備します

事業費 2億4,682万円

担当課 整備課

都市浸水被害を防ぐため、排水網の増強及び調整池の整備を行います。



予算科目

下水道事業
会計

目名

雨水管路建設費

特定財源

国庫補助金 1億円 企業債 1億4,590万円

事業の目的

排水網の増強や調整池を整備することで、内水被害軽減及び放流河川への負荷を軽減し、流域水害対策を推進します。

事業の内容

五ヶ村排水区において、引き続き調整池の整備工事を進めます。

事業の効果

犬山市の下水道計画で定めている概ね5年に1回程度の降雨(52.4mm/hr)が発生した場合の都市浸水に対する安全性が確保され、災害に強いまちづくりに寄与します。

使わない土地を売却します

売却想定額（歳入） 1億5,150万円
事業費（歳出） 838万円

担当課 経営改善課

使わない市の土地を売却し、公共施設の長寿命化や、統廃合などの公共施設マネジメントの財源とします。



予算科目 2-1-3

目名 財産管理費

特定財源 なし

事業の目的

市の事業で使用していない土地を売却することで、その土地の管理に必要な費用を抑制します。

土地の売却収入は公共施設等管理基金に積み立て、今後の公共施設の長寿命化や統廃合など、公共施設マネジメントの財源として活用していきます。

事業の内容

- 天神污水处理場跡地
（天神町四丁目79-1：168.27㎡、79-3：193.88㎡、79-6：186.46㎡）
売却想定額 5,686万5千円
- 市役所分庁舎跡地（東古券334-1：1,028.75㎡）
売却想定額 9,463万6千円
- 事業費の内訳
公有財産オークションシステム利用料（売却想定額の5%） 833万3千円
不動産鑑定委託料 4万4千円

※いずれの土地も令和4年度から継続している案件のため、同年度末までに売却済となる場合があります。

事業の効果

土地の売却収入は、老朽化した施設の改修や解体など、公共施設マネジメントの財源とします。

これにより、老朽化した公共施設の更新問題を解消するほか、市民の皆さんが使いやすい施設環境を保ちます。

また、民間への売却による固定資産税の確保や、その土地の利活用が期待できます。

ふるさと納税を集めます！

獲得目標額（歳入）
事業費（歳出）

11億円
4億8,449万円

担当課

経営改善課

全国からふるさと納税を集めることで、市が行う様々な取り組みの財源を確保するとともに、犬山市を全国にPRします。



予算科目

2-1-13

目名

ふるさと納税推進費

特定財源

ふるさと犬山応援基金積立金利子 36万円

事業の目的

財源の確保のため、ふるさと犬山応援寄附金（ふるさと納税）のさらなる獲得を目指します。

また、シティプロモーションの一環として、犬山市の魅力的な特産品を記念品とするほか、新たな保育園の整備や多子多胎世帯への子育て支援などの犬山市ならではの取り組みをアピールしながら犬山市をPRします。

事業の内容

- ふるさと納税ポータルサイトを活用して寄附を募集し、寄附者に記念品を贈ります。（ふるさとチョイス, 楽天ふるさと納税, さとふる, ふるなび, auPAYふるさと納税）
- インターネット広告やマタニティ向けの冊子への広告掲載など、記念品のラインナップに合わせた効果的な広告を実施することで、寄附の増加を目指します。
- 寄附は基金に積み立て、寄附者の意向に沿う事業に充てます。
用途:市長におまかせ、子育て、教育、産業、健康、歴史・文化、福祉、環境、都市基盤
- 事業費の内訳（主なもの）
ふるさと納税記念品：3億3千万円 広告料：863万5千円
ポータルサイトサービス利用料：1億4,298万3千円（手数料、委託料）

事業の効果

犬山市へのふるさと納税は、平成27年9月の開始以来毎年増加しており、令和2年度までに約26億7千万円、令和3年度は約8億6千万円、令和4年度は1月末時点で約9億5千万円と、着実な財源確保に繋がっています。

令和5年度は、11億円の寄附金の獲得を目指すとともに、引き続き犬山市や市内事業者、特産品を全国にPRします。

また、事業者の売上げに貢献することで、産業の活性化を進めます。

5 令和4年度2月補正予算

○ 予算規模

総予算（企業会計を含む）

5億7,344万2千円を増額補正

補正後予算額 → 511億9,823万9千円

（補正前の予算額と比較して1.13%の増）

一般会計

6億3,902万8千円を増額補正

補正後予算額 → 306億1,530万3千円

（補正前の予算額と比較して2.13%の増）

特別会計

718万6千円を減額補正

補正後予算額 → 148億88万円

（補正前の予算額と比較して0.048%の減）

企業会計

5,840万円を減額補正

補正後予算額 → 57億8,205万6千円

（補正前の予算額と比較して0.999%の減）

令和4年度 補正後予算会計別総括表

(単位：千円・%)

| 会 計 名 | | 令和4年度 | | | 令和3年度 | 比 較 増 減 | |
|------------------|-------------------------------|------------|----------|------------|------------|------------------|-------|
| | | 1 6 号 補 正 | | | 最 終 補 正 | 対前年度 | 伸 び 率 |
| | | 補正前の額 | 補 正 額 | 補正後の額 A | 補正後の額 B | 予算額 C = A - B | C / B |
| 一 般 会 計 | | 29,976,275 | 639,028 | 30,615,303 | 31,251,610 | △ 636,307 | △ 2.0 |
| 特 別 会 計 | 国 民 健 康 保 険 計 特 別 会 計 | 7,055,971 | | 7,055,971 | 7,066,832 | △ 10,861 | △ 0.2 |
| | 犬 山 城 費 計 特 別 会 計 | 263,259 | 0 | 263,259 | 209,528 | 53,731 | 25.6 |
| | 木 曾 川 う かい 事 業 費 計 特 別 会 計 | 64,812 | △ 5,316 | 59,496 | 58,984 | 512 | 0.9 |
| | 介 護 保 会 險 計 特 別 会 計 | 5,883,626 | △ 1,870 | 5,881,756 | 5,872,186 | 9,570 | 0.2 |
| | 後 期 高 齢 者 医 療 計 特 別 会 計 | 1,540,398 | | 1,540,398 | 1,476,395 | 64,003 | 4.3 |
| | 小 計 | 14,808,066 | △ 7,186 | 14,800,880 | 14,683,925 | 116,955 | 0.8 |
| 企 業 会 計 | 水 道 事 業 会 計 | 1,960,628 | △ 58,400 | 1,902,228 | 1,860,208 | 42,020 | 2.3 |
| | 下 水 道 事 業 会 計 | 3,879,828 | | 3,879,828 | 3,182,189 | 697,639 | 21.9 |
| | 小 計 | 5,840,456 | △ 58,400 | 5,782,056 | 5,042,397 | 739,659 | 14.7 |
| 合 計 | | 50,624,797 | 573,442 | 51,198,239 | 50,977,932 | 220,307 | 0.4 |

※水道事業会計と下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

令和4年度 一般会計補正後予算歳入款別表

(単位：千円・%)

| 区 分 | 令 和 4 年 度 | | 令 和 3 年 度 | | 比 較 増 減 | |
|-----------------------------|------------------------|-------|---------------------------|-------|-----------------------------|----------------|
| | 16号補正後 予 算 後 額 A | 構 成 比 | 最 終 補 正 後 予 算 後 額 B | 構 成 比 | 対 前 年 度 算 額 C = A - B | 伸 び 率 C / B |
| *1 市 税 | 12,012,452 | 39.2 | 11,379,928 | 36.4 | 632,524 | 5.6 |
| 2 地 方 譲 与 税 | 236,251 | 0.8 | 241,440 | 0.8 | △ 5,189 | △ 2.1 |
| 3 利 子 割 交 付 金 | 5,000 | 0.0 | 7,329 | 0.0 | △ 2,329 | △ 31.8 |
| 4 配 当 割 交 付 金 | 82,262 | 0.3 | 85,726 | 0.3 | △ 3,464 | △ 4.0 |
| 5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 70,397 | 0.2 | 100,041 | 0.3 | △ 29,644 | △ 29.6 |
| 6 法 人 事 業 税 金 交 付 金 | 223,700 | 0.7 | 163,247 | 0.5 | 60,453 | 37.0 |
| 7 地 方 消 費 税 金 交 付 金 | 1,806,283 | 5.9 | 1,758,301 | 5.6 | 47,982 | 2.7 |
| 8 ゴルフ場利用税金 交 付 金 | 19,986 | 0.1 | 21,096 | 0.1 | △ 1,110 | △ 5.3 |
| 9 環 境 性 能 割 金 交 付 金 | 61,028 | 0.2 | 55,631 | 0.2 | 5,397 | 9.7 |
| 10 地 方 特 例 交 付 金 | 83,841 | 0.3 | 213,797 | 0.7 | △ 129,956 | △ 60.8 |
| 11 地 方 交 付 税 | 2,190,180 | 7.2 | 2,155,466 | 6.9 | 34,714 | 1.6 |
| 12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 8,423 | 0.0 | 9,796 | 0.0 | △ 1,373 | △ 14.0 |
| *13 分 担 金 及 び 金 負 担 金 | 88,120 | 0.3 | 102,516 | 0.3 | △ 14,396 | △ 14.0 |
| *14 使 用 料 及 び 料 手 数 料 | 514,296 | 1.7 | 506,592 | 1.6 | 7,704 | 1.5 |
| 15 国 庫 支 出 金 | 4,086,499 | 13.3 | 6,259,111 | 20.0 | △ 2,172,612 | △ 34.7 |
| 16 県 支 出 金 | 1,967,893 | 6.4 | 1,712,359 | 5.5 | 255,534 | 14.9 |
| *17 財 産 収 入 | 274,659 | 0.9 | 167,285 | 0.5 | 107,374 | 64.2 |
| *18 寄 附 金 | 1,059,848 | 3.5 | 910,334 | 2.9 | 149,514 | 16.4 |
| *19 繰 入 金 | 2,163,649 | 7.1 | 1,539,374 | 4.9 | 624,275 | 40.6 |
| *20 繰 越 金 | 1,164,787 | 3.8 | 1,068,482 | 3.4 | 96,305 | 9.0 |
| *21 諸 収 入 | 686,626 | 2.2 | 851,249 | 2.7 | △ 164,623 | △ 19.3 |
| 22 市 債 | 1,809,123 | 5.9 | 1,942,510 | 6.2 | △ 133,387 | △ 6.9 |
| 合 計 | 30,615,303 | 100.0 | 31,251,610 | 100.0 | △ 636,307 | △ 2.0 |
| * 自 主 財 源 | 17,964,437 | 58.7 | 16,525,760 | 52.9 | 1,438,677 | 8.7 |
| 依 存 財 源 | 12,650,866 | 41.3 | 14,725,850 | 47.1 | △ 2,074,984 | △ 14.1 |

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

令和4年度 一般会計補正後予算歳出款別表

(単位：千円・%)

| 区 分 | 令 和 4 年 度 | | 令 和 3 年 度 | | 比 較 増 減 | |
|--------------|----------------------|-------|-------------------------|-------|-------------------------|--------------|
| | 16号補正後 予 算 額 A | 構 成 比 | 最 終 補 正 後 予 算 額 B | 構 成 比 | 対 前 年 度 算 額 C=A-B | 伸 び 率 C/B |
| 1 議 会 費 | 239,466 | 0.8 | 242,795 | 0.8 | △ 3,329 | △ 1.4 |
| 2 総 務 費 | 5,861,164 | 19.1 | 6,119,948 | 19.6 | △ 258,784 | △ 4.2 |
| 3 民 生 費 | 10,552,930 | 34.5 | 11,708,027 | 37.5 | △ 1,155,097 | △ 9.9 |
| 4 衛 生 費 | 3,043,934 | 9.9 | 3,005,122 | 9.6 | 38,812 | 1.3 |
| 5 農 林 業 費 | 306,380 | 1.0 | 261,874 | 0.8 | 44,506 | 17.0 |
| 6 商 工 費 | 757,838 | 2.5 | 1,010,421 | 3.2 | △ 252,583 | △ 25.0 |
| 7 土 木 費 | 2,416,741 | 7.9 | 2,555,398 | 8.2 | △ 138,657 | △ 5.4 |
| 8 消 防 費 | 1,028,264 | 3.4 | 1,179,016 | 3.8 | △ 150,752 | △ 12.8 |
| 9 教 育 費 | 4,293,450 | 14.0 | 3,093,277 | 9.9 | 1,200,173 | 38.8 |
| 10 災 害 復 旧 費 | 60,000 | 0.2 | 48,000 | 0.2 | 12,000 | 25.0 |
| 11 公 債 費 | 1,945,135 | 6.4 | 1,967,731 | 6.3 | △ 22,596 | △ 1.1 |
| 12 諸 支 出 金 | 1 | 0.0 | 1 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 13 予 備 費 | 110,000 | 0.4 | 60,000 | 0.2 | 50,000 | 83.3 |
| 合 計 | 30,615,303 | 100.0 | 31,251,610 | 100.0 | △ 636,307 | △ 2.0 |

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

※予備費（充用先の款を含む）の予算額は、充用前の金額を記載しています。

◎ 一般会計補正予算（第16号）に計上した主な事業

市民部 市民課

《一般会計》

○ マイナンバーカード交付推進事業（戸籍住民基本台帳管理）

補正予算要求額 7,649千円

【補正理由】

マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限が令和4年12月末日から5年2月末日に延長されることになった。また、マイナポイントの申込期限も令和5年2月末日から期限未定ながら延長されることになった。

これに伴い、マイナンバーカード申請数の増加（10月1,788件、11月1,866件、12月3,715件）やマイナポイント申込者の増加（10月1,277件、11月1,417件、12月2,101件）が続くことが見込まれることから、現在の委託業務を延長するとともに体制の強化を図るための予算を計上するもの。

【内容】

マイナポイント申込支援業務に係る人員を現行の2名から4名に増員し業務を継続するとともに、マイナンバーカードの発送業務などの交付補助業務を新たに追加するため委託料を増額する。また、マイナンバーカードの申請増に伴いマイナンバーカード交付通知書を送付するため通信運搬費を増額する。

財源は、全額マイナポイント事業費国庫補助金及び個人番号カード交付事務費国庫補助金を充てる。

加えて、マイナポイント申込期限が未定ながら延長されることが国から示されていることから令和5年4月末までは延長されるものと想定し、切れ目ない市民サービス提供のため令和5年4月分の委託料の繰越明許を設定する。

本補正による事業実施によりマイナポイント申込者に適正かつ継続的に申込支援業務を行うことができるとともに、マイナンバーカード申請者に対しても適正かつ早期にマイナンバーカードを交付することができる。

(次ページに続く)

【概略スケジュール】

マイナポイント第2弾のスケジュール

- ・対象となるマイナンバーカードの申請期限

【延長前】令和4年12月末

【延長後】令和5年2月末

- ・マイナポイント申込期限

【延長前】令和5年2月末

【延長後】未定（申請期限までにカードを申請された方が適切にポイント申込できるよう今後適切な時期に発表）

【その他】

- ・マイナンバーカード交付率 55.3%

（令和4年12月末時点 / 全国57.1% 愛知県56.6%）

【要求額の積算内容】

- ① マイナポイント申込支援等業務委託料 7,100,478円（マイナポイント申込支援（平日4人 休日2人）及びマイナンバーカード交付補助（平日5人 休日1人）3・4月分）

予算額 7,834,000円

執行済額 5,212,233円

今後執行見込額 9,715,428円

不足額 7,093,661円 【補正額 7,094千円】

【財源】 マイナポイント事業費国庫補助金及びマイナンバーカード交付事務費国庫補助金 10/10

- ② マイナンバーカード交付通知書郵送料 554,800円（73円×7,600通）

予算額 2,149,000円

執行済額 1,375,270円

今後執行見込額 1,328,530円

不足額 554,800円 【補正額 555千円】

【財源】 マイナンバーカード交付事務費国庫補助金 10/10

《一般会計》

○ 新型コロナウイルスワクチン接種事業（新型コロナウイルスワクチン接種事業）

補正予算要求額 152,399千円

【要求理由】

新型コロナウイルスワクチン接種事業は、令和3年2月に補正予算として予算化し、必要額を令和3年度に繰り越し、さらに高齢者接種前倒しや体制強化等に係る経費を令和3年6月に、追加接種（3回目）及び小児接種（5～11歳）に必要な経費を令和3年11月に補正し、令和4年4月に予算残額を繰り越し、令和4年5月に追加接種（4回目）に必要な経費を補正し、残額で令和4年秋開始接種を実施している。

接種事業費については、原則負担金及び補助金にて全額賄われることとなっており、概算払いで令和3年3月、7月、令和4年3月、12月に交付された。

この度、令和4年3月末（3年度末）までの事業に係る負担金及び補助金の実績報告により、負担金及び補助金の返還が必要となったため、必要な予算を補正する。

また、併せて、令和4年度予算の残額を繰り越し、当面の事業継続のための予算を確保することとしたことから、予算残額を適切な支出項目に振り分ける必要があり、予算残額の範囲内で補正（組み換え）する。

【要求額の概要】

○要求額（返還額） 計152,399千円

- ・交付済額（A） 847,627,632円
- ・執行額（対象経費）（B） 695,228,899円
- ・要求額（返還額）（差額）（A-B） 152,398,733円

返還額については、接種対象者全員が接種すると想定したことと、接種場所（個別または集団）による執行額の変動にも対応するよう計画したことから、予定と実績の執行額には乖離があり、実績報告時において額が確定した。

また、高齢者前倒しや追加接種等があり、それぞれに補助要綱があることから、都度、計画を上乗せし、予定と実績の差額が積み重なることとなった。

【財源内訳】

○一般財源 計152,399千円

【補正後のスケジュール】

返還手続きについて国からスケジュールが示され次第、速やかに返還予定

(次ページに続く)

【令和2・3年度の負担金等の状況】

(単位：円)

| 補助種別 | 負担金 ※1 | | 補助金 ※2 | | 計 | 交付対象外 ※3 | 総事業費合計 | |
|------|------------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|-------------|------------------------------------|-------------|
| | R3 (R2繰越) | R3 (現年) | R2 (地方繰越) R3 (R2繰越) | R3 (現年) | | | | |
| 歳入 | R2交付済額 | 0 | 0 | 25,213,000 | 0 | 25,213,000 | | |
| | R3 交付 済額 | 繰越 | 217,820,443 | 0 | 2,723,000 | 99,380,992 | 319,924,435 | |
| | | 現年 | 120,683,492 | 153,184,697 | 73,167,000 | 155,455,008 | 502,490,197 | |
| | 計 | 338,503,935 | 153,184,697 | 101,103,000 | 254,836,000 | 847,627,632 | 512,688 (返還額控除後) 695,741,587 | |
| 歳出 | R2.3 対象 経費 | 繰越 | 217,820,443 | 0 | 27,072,000 | 89,322,040 | 334,214,483 | |
| | | 現年 | 120,683,492 | 110,902,964 | 29,235,000 | 100,192,960 | 361,014,416 | |
| | 計 | 338,503,935 | 110,902,964 | 56,307,000 | 189,515,000 | 695,228,899 | 512,688 1,189,066 | 696,930,653 |
| 返還額 | 0 | 42,281,733 | 44,796,000 | 65,321,000 | 152,398,733 | | | |

※1 接種対策費国庫負担金

診療所等での個別接種に係る費用を負担するもので、1回2,277円を基本に時間外及び休日の接種などを加算したものに、実際の接種回数に乗じて得た額

※2 接種体制確保事業費国庫補助金

接種全体の実施体制に係る費用を補助するもので、集団接種に要する経費の他、接種券の印刷・郵送費やコールセンター設置費用、ワクチン配送委託料など、通常の前防接種での対応を超える経費が対象

※3 集団接種会場での住所地外の方への接種費512,688円を居住市町に直接請求し、負担金の対象外としている。また、健康管理システム改修に係るマイナンバー連携費用、フロイデ会場借上料、コミバス運行負担金など、1,189,066円が補助対象外。

【予算の組み換え】 (実施状況に合わせるための補正)

○合計 0円

- ・職員手当等 △9,500千円
- ・需用費 △450千円
- ・役務費 1,465千円
- ・委託料 7,334千円
- ・使用料及び賃借料 2,210千円
- ・工事請負費 △500千円
- ・備品購入費 △500千円
- ・負担金、補助金および交付金 △59千円

※予算残額179,748,405円を令和5年度へ繰り越し予定

《一般会計》

○ 感染症対策学校保健衛生用品購入（学校保健予防）

補正予算要求額 3,581千円

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の流行が長期化するなか、学校における教育活動、子どもたちの学習を保障するため、感染症対策を徹底しリスクを最小限に抑える体制を整える。国の令和4年度第2次補正に伴い計上するもの。なお、併せて繰越明許費を計上する。

学校保健特別対策事業費国庫補助金：補助率1/2

【内容】

学校における教育活動を継続し子どもたちの学習を保障するために、感染症対策として保健衛生用品、換気対策用品を購入する。

【効果】

消毒液等の保健衛生用品の追加購入、CO2モニターを購入することで、感染症対策や子どもたちの学習の保障に繋げる。

【概略スケジュール】

2月上旬 交付申請書、事業計画書を提出

2月下旬 交付決定通知書の発出

【要求額の積算内容】

<歳出>

消耗品費 3,581千円

| | | | |
|-------------|--------------------|------------|-------------|
| アルボース液 | 12,500円*30缶*1.10= | 412,500円 | |
| アルコール消毒液 | 1,000円*120本*1.10= | 132,000円 | |
| アルコール消毒液 | 4,000円*180本*1.10= | 792,000円 | |
| 健診用グローブ | 1,200円*210箱*1.10= | 277,200円 | |
| 清掃用アルコール消毒液 | 6,000円*36缶*1.10= | 237,600円 | |
| CO2モニター | 13,100円*120個*1.10= | 1,729,200円 | 計3,580,500円 |

<歳入>

学校保健特別対策事業費国庫補助金 1,790千円

3,580,500円*1/2=1,790,250円

《一般会計》

○ 保育園運営費委託料（民間保育所運営）

補正予算要求額 9,468千円

【事業目的】

市内私立保育所（白帝保育園・犬山さくら保育園）への保育園運営費委託料について、以下の公定価格改正により、必要額を計上する。

①処遇加算Ⅲの創設（令和4年10月から令和5年3月分）

令和4年2月から「保育士等処遇改善臨時特例事業」が始まり9月分までは補助金として支出してきた。10月以降の賃金改善分は、公定価格が見直され「処遇加算Ⅲ」として創設された。

②国家公務員給与改定分（令和4年4月から令和5年3月分）

令和4年度人事院勧告による国家公務員給与改定に伴う改正

※公定価格：保育認定区分や保育必要量、施設の所在地などを基にして、施設を運営するために必要となる費用を計算した上で、国が定める基準によって算定されたもの。

【内容】

対象事業所：民間保育所2園（白帝保育園・犬山さくら保育園）

【効果】

保育所で働く保育士等職員の処遇改善。

【要求額の積算内容】

| | | |
|------|----------------------|----------------|
| 《歳出》 | 保育園運営費委託料 | <u>9,468千円</u> |
| 《歳入》 | 子どものための教育・保育給付交付金（国） | <u>5,515千円</u> |
| | 子どものための教育・保育給付費県負担金 | <u>1,976千円</u> |

（単位：円）

| | ① 処遇Ⅲ分 | ② 人事院勧告分 | ③(①+②) 補正額 |
|----------|-----------|-------------|---------------|
| 白帝保育園 | 1,583,830 | 1,415,040 | 2,998,870 |
| 犬山さくら保育園 | 1,566,450 | 4,902,500 | 6,468,950 |
| 計 | 3,150,280 | 6,317,540 | 9,467,820 |

6 令和5年5月末までの主な開催事

1/4

| | | | |
|------|----------------------------------|----|---------------|
| 名称等 | ニワ里カレッジ「岩崎城の戦いと岩崎城の遺構」 | | |
| 実施期間 | 2月25日 (土) | 時間 | 10:00 ~ 11:30 |
| 場所 | 青塚古墳ガイダンス施設 | | |
| 担当所属 | 歴史まちづくり課 | | |
| 主催 | NPO法人 ニワ里ねっと | | |
| 名称等 | 子ども大学成果発表会 | | |
| 実施期間 | 2月26日 (日) | 時間 | 13:30 ~ 16:00 |
| 場所 | 犬山市民文化会館 | | |
| 担当所属 | 文化スポーツ課 | | |
| 主催 | 犬山市 | | |
| 名称等 | あおつか歴史講座「石上げ祭の歴史と今」 | | |
| 実施期間 | 2月26日 (日) | 時間 | 10:00 ~ 11:30 |
| 場所 | 青塚古墳ガイダンス施設 | | |
| 担当所属 | 歴史まちづくり課 | | |
| 主催 | 犬山市 | | |
| 名称等 | 犬山観光プロモーション (上期) | | |
| 実施期間 | 3月1日 (水) ~ 8月31日 (木) | | |
| 場所 | 犬山市内 | | |
| 担当所属 | 観光課 | | |
| 主催 | 犬山集中大規模観光宣伝協議会 | | |
| 名称等 | 第32回犬山市身体障害者作品展 | | |
| 実施期間 | 3月2日 (木) ~ 3月3日 (金) | 時間 | 8:30 ~ 17:15 |
| 場所 | 犬山市役所1階 市民プラザ | | |
| 担当所属 | 福祉課 | | |
| 主催 | 犬山市 (実施: 犬山市身体障害者福祉協会) | | |
| 名称等 | わんスポフェスティバル | | |
| 実施期間 | 3月3日 (金) | 時間 | 19:00 ~ 21:00 |
| 場所 | エナジーサポートアリーナ | | |
| 担当所属 | 文化スポーツ課 | | |
| 主催 | 犬山市 | | |
| 名称等 | あおつか歴史講座「中世東農窯のやきものづくり～山茶碗を中心に～」 | | |
| 実施期間 | 3月4日 (土) | 時間 | 10:00 ~ 11:30 |
| 場所 | 青塚古墳ガイダンス施設 | | |
| 担当所属 | 歴史まちづくり課 | | |
| 主催 | 犬山市 | | |
| 名称等 | 市民総合大学敬道館卒業式 | | |
| 実施期間 | 3月11日 (土) | 時間 | 13:30 ~ 15:30 |
| 場所 | 犬山市民文化会館 | | |
| 担当所属 | 文化スポーツ課 | | |
| 主催 | 犬山市 | | |

| | | | |
|------|--|----|---------------|
| 名称等 | ニワ里カレッジ「3. 1 1 あれから1 2年(仮)」 | | |
| 実施期間 | 3月11日 (土) | 時間 | 10:00 ~ 11:30 |
| 場所 | 青塚古墳ガイダンス施設 | | |
| 担当所属 | 歴史まちづくり課 | | |
| 主催 | NPO法人 ニワ里ねっと | | |
| 名称等 | まちづくり自主学校啓発講座第1部「なんでないの?心と身体の自己決定とは」 | | |
| 実施期間 | 3月12日 (日) | 時間 | 10:00 ~ 11:30 |
| 場所 | オンライン (Zoom) | | |
| 担当所属 | 地域協働課 | | |
| 主催 | 犬山市 | | |
| 名称等 | まちづくり自主学校啓発講座第2部「てつがく対話 『恥ずかしいって何?』」 | | |
| 実施期間 | 3月12日 (日) | 時間 | 13:30 ~ 15:00 |
| 場所 | 余遊亭 | | |
| 担当所属 | 地域協働課 | | |
| 主催 | 犬山市 | | |
| 名称等 | あおつか歴史講座「池野の自然遺産ウォーキング」 | | |
| 実施期間 | 3月12日 (日) | 時間 | 9:30 ~ 11:30 |
| 場所 | 天然記念物ヒトツバタゴとその周辺を散策します。集合場所は申込時にお知らせします。 | | |
| 担当所属 | 歴史まちづくり課 | | |
| 主催 | 犬山市 | | |
| 名称等 | 東之宮古墳土あげ祭 | | |
| 実施期間 | 3月21日 (火) | | |
| 場所 | 東之宮古墳 | | |
| 担当所属 | 歴史まちづくり課 | | |
| 主催 | 犬山市 | | |
| 名称等 | 犬山祭 | | |
| 実施期間 | 4月1日 (土) ~ 4月2日 (日) | | |
| 場所 | 犬山市城下町 | | |
| 担当所属 | 観光課 | | |
| 主催 | (一社) 犬山祭保存会 | | |
| 名称等 | 消防団辞令交付式 | | |
| 実施期間 | 4月3日 (月) | 時間 | 19:30 ~ 20:00 |
| 場所 | 消防本部・消防署3階講堂 | | |
| 担当所属 | 消防総務課 | | |
| 主催 | 犬山市 | | |
| 名称等 | 令和5年度犬山市町会長委嘱状伝達式 | | |
| 実施期間 | 4月15日 (土) | 時間 | 10:00 ~ 11:00 |
| 場所 | 犬山市民文化会館 | | |
| 担当所属 | 地域協働課 | | |
| 主催 | 犬山市 | | |

| | | | | | |
|------|-----------------------------------|----|-------|---|-------|
| 名称等 | 昆虫教室① 昆虫の世界 | | | | |
| 実施期間 | 4月16日 (日) | 時間 | 10:00 | ～ | 15:00 |
| 場所 | 犬山里山学センター | | | | |
| 担当所属 | 環境課 | | | | |
| 主催 | 犬山市 | | | | |
| 名称等 | 里山ウォッチング① 花 | | | | |
| 実施期間 | 4月23日 (日) | 時間 | 9:30 | ～ | 12:00 |
| 場所 | 犬山里山学センター | | | | |
| 担当所属 | 環境課 | | | | |
| 主催 | 犬山市 | | | | |
| 名称等 | 吉田初三郎来犬100周年記念企画展「犬山名所案内－初三郎と観光－」 | | | | |
| 実施期間 | 4月28日 (金) ～ 6月5日 (月) | 時間 | 9:00 | ～ | 17:00 |
| 場所 | 城とまちミュージアム (犬山市文化史料館本館) 展示室1・2 | | | | |
| 担当所属 | 歴史まちづくり課 | | | | |
| 主催 | 犬山市・(公財)犬山城白帝文庫 | | | | |
| 名称等 | 桃太郎まつり | | | | |
| 実施期間 | 5月5日 (金) | | | | |
| 場所 | 桃太郎神社・桃太郎公園 | | | | |
| 担当所属 | 観光課 | | | | |
| 主催 | 桃太郎発展会 | | | | |
| 名称等 | 子ども図書館まつり | | | | |
| 実施期間 | 5月6日 (土) ～ 5月7日 (日) | 時間 | 10:30 | ～ | 16:30 |
| 場所 | 犬山市立図書館 | | | | |
| 担当所属 | 文化スポーツ課 | | | | |
| 主催 | 犬山市 | | | | |
| 名称等 | 昆虫教室② 季節の昆虫 (チョウ) | | | | |
| 実施期間 | 5月7日 (日) | 時間 | 10:00 | ～ | 15:00 |
| 場所 | 犬山里山学センター | | | | |
| 担当所属 | 環境課 | | | | |
| 主催 | 犬山市 | | | | |
| 名称等 | 春の全国交通安全運動 | | | | |
| 実施期間 | 5月11日 (木) ～ 5月20日 (土) | | | | |
| 場所 | 犬山市内一円 | | | | |
| 担当所属 | 防災交通課 | | | | |
| 主催 | 犬山市、犬山警察署 | | | | |
| 名称等 | 消防団観閲式 | | | | |
| 実施期間 | 5月14日 (日) | 時間 | 9:00 | ～ | 10:30 |
| 場所 | 晴天時：するすみふれあい広場 荒天時：調整中 | | | | |
| 担当所属 | 消防総務課 | | | | |
| 主催 | 犬山市 | | | | |

| | | | | | |
|------|-------------------|----|-------|---|-------|
| 名称等 | シートベルト・チャイルドシート関所 | 時間 | 9:30 | ～ | 10:15 |
| 実施期間 | 5月15日 (月) | | | | |
| 場所 | イオン扶桑店 | | | | |
| 担当所属 | 防災交通課 | | | | |
| 主催 | 犬山市、犬山警察署 | | | | |
| 名称等 | 交通安全街頭大監視 | 時間 | 7:30 | ～ | 8:30 |
| 実施期間 | 5月16日 (火) | | | | |
| 場所 | 犬山市内一円 | | | | |
| 担当所属 | 防災交通課 | | | | |
| 主催 | 犬山市、犬山警察署 | | | | |
| 名称等 | 犬山市青少年健全育成市民会議総会 | 時間 | 10:00 | ～ | 11:00 |
| 実施期間 | 5月18日 (木) | | | | |
| 場所 | 犬山市南部公民館 | | | | |
| 担当所属 | 文化スポーツ課 | | | | |
| 主催 | 犬山市 | | | | |
| 名称等 | 里山ウォッチング② 新緑 | 時間 | 9:30 | ～ | 12:00 |
| 実施期間 | 5月21日 (日) | | | | |
| 場所 | 犬山里山学センター | | | | |
| 担当所属 | 環境課 | | | | |
| 主催 | 犬山市 | | | | |
| 名称等 | 子ども俳句教室 | 時間 | 13:30 | ～ | 15:00 |
| 実施期間 | 5月21日 (日) | | | | |
| 場所 | 犬山市立図書館 | | | | |
| 担当所属 | 文化スポーツ課 | | | | |
| 主催 | 犬山市 | | | | |
| 名称等 | 子ども大学入校式 | 時間 | 10:00 | ～ | 12:00 |
| 実施期間 | 5月21日 (日) | | | | |
| 場所 | 犬山市民文化会館 | | | | |
| 担当所属 | 文化スポーツ課 | | | | |
| 主催 | 犬山市 | | | | |